

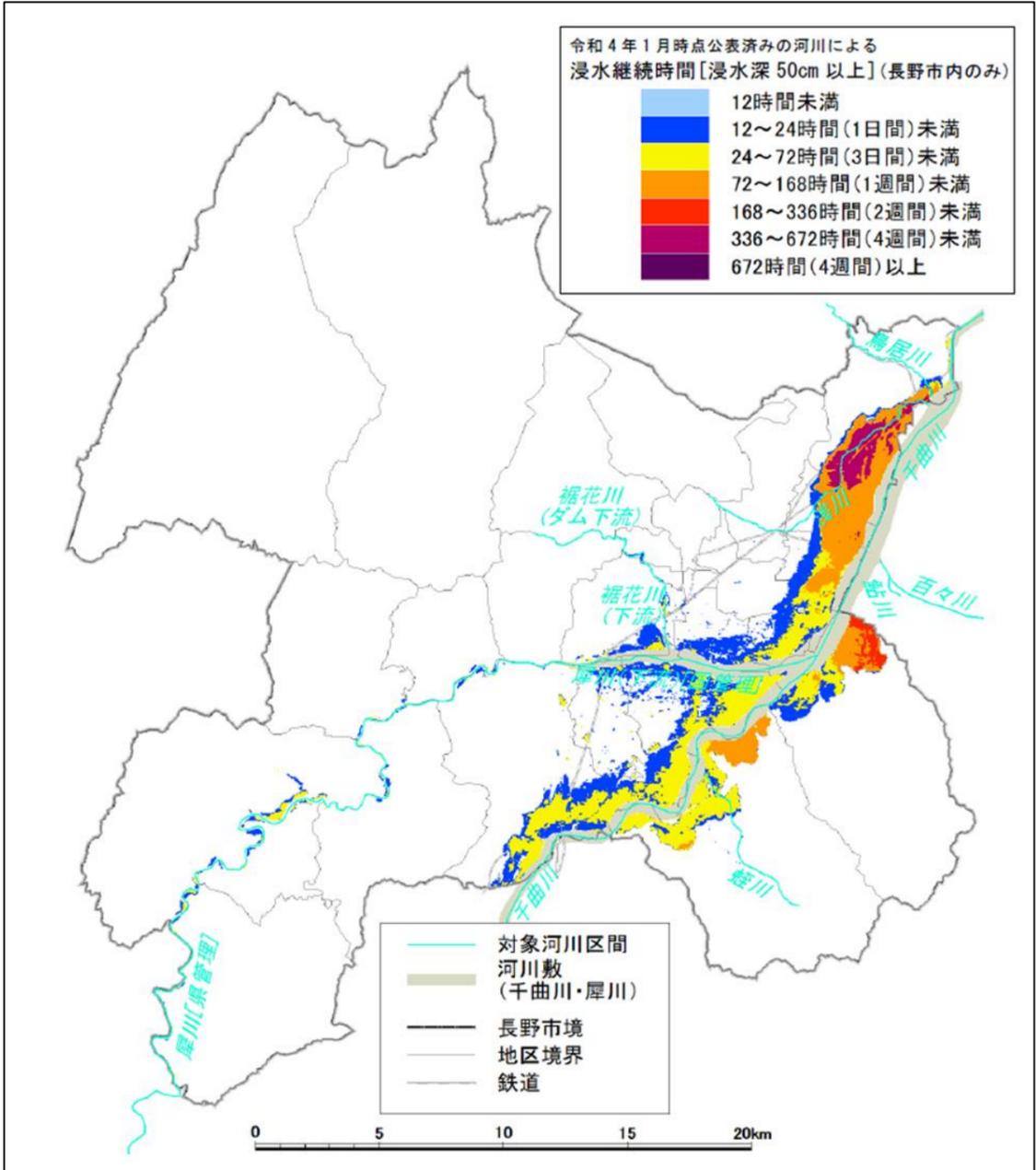
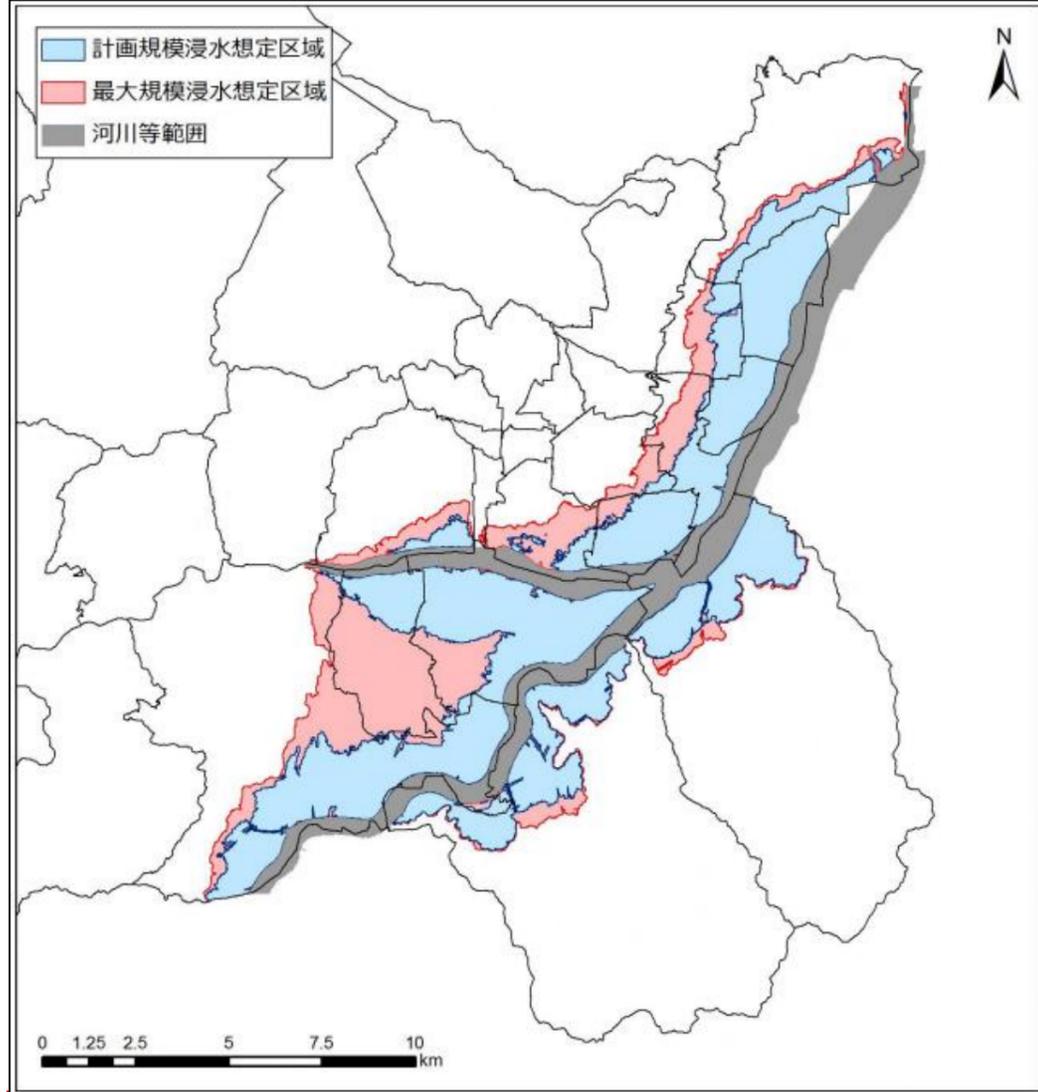
長野市地域防災計画

新旧対照表

風水害対策編

令和5年2月

No.	新	旧	備考欄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
風-1	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <hr/> <p>第5節 被害想定</p> <p>第1 風水害の想定</p> <p>1 水害</p> <p>(1) 河川の氾濫</p> <p>国及び県は、管理する河川について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした数値シミュレーションを実施し、洪水浸水想定区域等の指定・公表を行っている。</p> <p>市域においては、次の河川の洪水浸水想定区域等が公表されている。</p> <p style="text-align: center;">表 0-1 洪水浸水想定区域等の指定・公表年月日並びに前提降雨</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作成主体</th> <th>河川</th> <th>指定・公表年月日</th> <th>前提となる降雨 (想定最大規模)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国土交通省</td> <td>千曲川</td> <td>平成28年5月30日</td> <td>396mm/48h</td> </tr> <tr> <td>犀川(下流)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="30">長野県</td> <td>犀川(上流)</td> <td>平成30年8月29日</td> <td>396mm/48h</td> </tr> <tr> <td>浅川</td> <td>平成30年8月29日</td> <td>766mm/24h</td> </tr> <tr> <td>鳥居川</td> <td>平成30年8月29日</td> <td>715mm/24h</td> </tr> <tr> <td>蛭川</td> <td>平成30年8月29日</td> <td>813mm/24h</td> </tr> <tr> <td>裾花川(下流)</td> <td>平成30年10月5日</td> <td>660mm/24h</td> </tr> <tr> <td>〃(ダム下流)</td> <td>令和3年5月31日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃(ダム上流)</td> <td>令和4年5月31日</td> <td>660mm/24h</td> </tr> <tr> <td>佐野川〔千曲市〕</td> <td>令和4年2月18日</td> <td>813mm/24h</td> </tr> <tr> <td>荻沢川〔千曲市〕</td> <td>令和4年2月18日</td> <td>813mm/24h</td> </tr> <tr> <td>百々川〔須坂市〕</td> <td>令和2年3月23日</td> <td>732mm/24h</td> </tr> <tr> <td>鮎川〔須坂市〕</td> <td>令和2年3月23日</td> <td>792mm/24h</td> </tr> <tr> <td>小川</td> <td>令和4年5月31日</td> <td>660mm/24h</td> </tr> <tr> <td>楠川</td> <td>令和4年5月31日</td> <td>660mm/24h</td> </tr> <tr> <td>シシ沢川</td> <td>令和4年5月31日</td> <td>660mm/24h</td> </tr> <tr> <td>神田川</td> <td>令和4年5月31日</td> <td>813mm/24h</td> </tr> <tr> <td>藤沢川</td> <td>令和4年5月31日</td> <td>813mm/24h</td> </tr> <tr> <td>保科川、赤野田川</td> <td>令和4年5月31日</td> <td>813mm/24h</td> </tr> <tr> <td>岡田川、滝沢川</td> <td>令和4年5月31日</td> <td>813mm/24h</td> </tr> <tr> <td>聖川</td> <td>令和4年5月31日</td> <td>813mm/24h</td> </tr> <tr> <td>太田川</td> <td>令和4年5月31日</td> <td>813mm/24h</td> </tr> <tr> <td>三念沢川、隈取川、田子川、土京川、新田川</td> <td>令和4年5月31日</td> <td>813mm/24h</td> </tr> <tr> <td>駒沢川、堂万川、徳間川</td> <td>令和4年5月31日</td> <td>813mm/24h</td> </tr> <tr> <td>薬師沢川</td> <td>令和4年5月31日</td> <td>813mm/24h</td> </tr> <tr> <td>天神川</td> <td>令和4年5月31日</td> <td>813mm/24h</td> </tr> <tr> <td>瑠璃沢川</td> <td>令和4年5月31日</td> <td>813mm/24h</td> </tr> <tr> <td>濁沢川</td> <td>令和4年5月31日</td> <td>813mm/24h</td> </tr> <tr> <td>梅木川</td> <td>令和4年5月31日</td> <td>813mm/24h</td> </tr> <tr> <td>前沢川</td> <td>令和4年5月31日</td> <td>813mm/24h</td> </tr> </tbody> </table>	作成主体	河川	指定・公表年月日	前提となる降雨 (想定最大規模)	国土交通省	千曲川	平成28年5月30日	396mm/48h	犀川(下流)			長野県	犀川(上流)	平成30年8月29日	396mm/48h	浅川	平成30年8月29日	766mm/24h	鳥居川	平成30年8月29日	715mm/24h	蛭川	平成30年8月29日	813mm/24h	裾花川(下流)	平成30年10月5日	660mm/24h	〃(ダム下流)	令和3年5月31日		〃(ダム上流)	令和4年5月31日	660mm/24h	佐野川〔千曲市〕	令和4年2月18日	813mm/24h	荻沢川〔千曲市〕	令和4年2月18日	813mm/24h	百々川〔須坂市〕	令和2年3月23日	732mm/24h	鮎川〔須坂市〕	令和2年3月23日	792mm/24h	小川	令和4年5月31日	660mm/24h	楠川	令和4年5月31日	660mm/24h	シシ沢川	令和4年5月31日	660mm/24h	神田川	令和4年5月31日	813mm/24h	藤沢川	令和4年5月31日	813mm/24h	保科川、赤野田川	令和4年5月31日	813mm/24h	岡田川、滝沢川	令和4年5月31日	813mm/24h	聖川	令和4年5月31日	813mm/24h	太田川	令和4年5月31日	813mm/24h	三念沢川、隈取川、田子川、土京川、新田川	令和4年5月31日	813mm/24h	駒沢川、堂万川、徳間川	令和4年5月31日	813mm/24h	薬師沢川	令和4年5月31日	813mm/24h	天神川	令和4年5月31日	813mm/24h	瑠璃沢川	令和4年5月31日	813mm/24h	濁沢川	令和4年5月31日	813mm/24h	梅木川	令和4年5月31日	813mm/24h	前沢川	令和4年5月31日	813mm/24h	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <hr/> <p>第5節 被害想定</p> <p>1 水害</p> <p>千曲川・犀川・鳥居川・浅川・裾花川・岡田川・聖川・保科川・赤野田川・蛭川・神田川・土尻川・当信川・太田川による洪水については、国及び県が実施した計画規模降雨による氾濫シミュレーションの結果を重ね合わせて作成した浸水想定区域により、地区ごとに浸水の可能性を評価した。</p> <p>千曲川と犀川による洪水については、国が実施した想定し得る最大規模の降雨を前提とした氾濫シミュレーションによる浸水想定区域により、地区ごとの浸水の可能性を評価した。</p> <p>計画規模降雨の浸水想定区域では、市内全域で約8万棟の建物が浸水範囲に分布するが、そのうちおよそ35%の約2万8千棟は50cm未満の範囲にある。また、1階が浸水する2.0m以上の範囲にも約2万6千棟の建物が分布する。</p> <p>千曲川と犀川による最大規模降雨の浸水想定区域では、市内全域で約10万棟の建物が浸水範囲に分布し、そのうちおよそ60%の約5万8千棟は1階が完全に浸水する3.0m以上の範囲に分布する。</p> <p style="text-align: center;">〈計画規模降雨の地区別浸水深別建物数〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">地区名</th> <th colspan="5">浸水深別浸水建物棟数(棟)</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>～0.5m</th> <th>0.5～1.0m</th> <th>1.0～2.0m</th> <th>2.0～5.0m</th> <th>5.0m～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6</td><td>芹田</td><td>1,238</td><td>331</td><td>118</td><td></td><td></td><td>1,687</td></tr> <tr><td>7</td><td>古牧</td><td>378</td><td>100</td><td>153</td><td>4</td><td></td><td>635</td></tr> <tr><td>9</td><td>吉田</td><td>3,869</td><td>74</td><td>2</td><td></td><td></td><td>3,945</td></tr> <tr><td>10</td><td>古里</td><td>1,885</td><td>818</td><td>418</td><td>884</td><td>5</td><td>4,010</td></tr> <tr><td>11</td><td>柳原</td><td>21</td><td>96</td><td>1,245</td><td>1,925</td><td></td><td>3,287</td></tr> <tr><td>12</td><td>浅川</td><td>88</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>88</td></tr> <tr><td>13</td><td>大豆島</td><td>2,207</td><td>1,354</td><td>1,101</td><td>333</td><td></td><td>4,995</td></tr> <tr><td>14</td><td>朝陽</td><td>2,342</td><td>567</td><td>618</td><td>1,531</td><td></td><td>5,058</td></tr> <tr><td>15</td><td>若槻</td><td>1,456</td><td>135</td><td></td><td></td><td></td><td>1,591</td></tr> <tr><td>16</td><td>長沼</td><td></td><td></td><td></td><td>2,101</td><td>480</td><td>2,581</td></tr> <tr><td>17</td><td>安茂里</td><td>891</td><td>277</td><td>101</td><td>4</td><td></td><td>1,273</td></tr> <tr><td>20</td><td>篠ノ井</td><td>2,107</td><td>2,165</td><td>4,366</td><td>6,864</td><td>87</td><td>15,589</td></tr> <tr><td>21</td><td>松代</td><td>2,448</td><td>813</td><td>1,472</td><td>3,364</td><td>119</td><td>8,216</td></tr> <tr><td>22</td><td>若穂</td><td>668</td><td>82</td><td>138</td><td>4,791</td><td>5</td><td>5,684</td></tr> <tr><td>23</td><td>川中島</td><td>2,248</td><td>1,268</td><td>393</td><td></td><td></td><td>3,909</td></tr> <tr><td>24</td><td>更北</td><td>5,581</td><td>3,478</td><td>4,084</td><td>1,472</td><td></td><td>14,615</td></tr> <tr><td>25</td><td>七二倉</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>26</td><td>信更</td><td>20</td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td>22</td></tr> <tr><td>27</td><td>豊野</td><td>286</td><td>367</td><td>406</td><td>807</td><td>560</td><td>2,426</td></tr> <tr><td>28</td><td>戸隠</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>29</td><td>鬼無里</td><td>3</td><td>1</td><td></td><td>5</td><td></td><td>9</td></tr> <tr><td>30</td><td>大岡</td><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>8</td></tr> <tr><td>31</td><td>信州新町</td><td>13</td><td>120</td><td>210</td><td>433</td><td></td><td>776</td></tr> <tr><td>32</td><td>中条</td><td>11</td><td>24</td><td>7</td><td></td><td></td><td>42</td></tr> <tr><td></td><td>合 計</td><td>27,770</td><td>12,070</td><td>14,834</td><td>24,518</td><td>1,256</td><td>80,448</td></tr> </tbody> </table> <p>※浸水深別建物棟数は、建物を集計したメッシュ別に浸水深を設定し、メッシュ内の建物を集計した。</p> <p style="text-align: center;">〈計画規模降雨による氾濫シミュレーションの想定条件〉</p>	No.	地区名	浸水深別浸水建物棟数(棟)					合計	～0.5m	0.5～1.0m	1.0～2.0m	2.0～5.0m	5.0m～	6	芹田	1,238	331	118			1,687	7	古牧	378	100	153	4		635	9	吉田	3,869	74	2			3,945	10	古里	1,885	818	418	884	5	4,010	11	柳原	21	96	1,245	1,925		3,287	12	浅川	88					88	13	大豆島	2,207	1,354	1,101	333		4,995	14	朝陽	2,342	567	618	1,531		5,058	15	若槻	1,456	135				1,591	16	長沼				2,101	480	2,581	17	安茂里	891	277	101	4		1,273	20	篠ノ井	2,107	2,165	4,366	6,864	87	15,589	21	松代	2,448	813	1,472	3,364	119	8,216	22	若穂	668	82	138	4,791	5	5,684	23	川中島	2,248	1,268	393			3,909	24	更北	5,581	3,478	4,084	1,472		14,615	25	七二倉	1					1	26	信更	20		2			22	27	豊野	286	367	406	807	560	2,426	28	戸隠	1					1	29	鬼無里	3	1		5		9	30	大岡	8					8	31	信州新町	13	120	210	433		776	32	中条	11	24	7			42		合 計	27,770	12,070	14,834	24,518	1,256	80,448	<p>風-2 令和3年度に実施した「防災アセスメント」調査結果 その他</p>
作成主体	河川	指定・公表年月日	前提となる降雨 (想定最大規模)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
国土交通省	千曲川	平成28年5月30日	396mm/48h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	犀川(下流)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
長野県	犀川(上流)	平成30年8月29日	396mm/48h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	浅川	平成30年8月29日	766mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	鳥居川	平成30年8月29日	715mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	蛭川	平成30年8月29日	813mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	裾花川(下流)	平成30年10月5日	660mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	〃(ダム下流)	令和3年5月31日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	〃(ダム上流)	令和4年5月31日	660mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	佐野川〔千曲市〕	令和4年2月18日	813mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	荻沢川〔千曲市〕	令和4年2月18日	813mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	百々川〔須坂市〕	令和2年3月23日	732mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	鮎川〔須坂市〕	令和2年3月23日	792mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	小川	令和4年5月31日	660mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	楠川	令和4年5月31日	660mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	シシ沢川	令和4年5月31日	660mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	神田川	令和4年5月31日	813mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	藤沢川	令和4年5月31日	813mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	保科川、赤野田川	令和4年5月31日	813mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	岡田川、滝沢川	令和4年5月31日	813mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	聖川	令和4年5月31日	813mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	太田川	令和4年5月31日	813mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	三念沢川、隈取川、田子川、土京川、新田川	令和4年5月31日	813mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	駒沢川、堂万川、徳間川	令和4年5月31日	813mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	薬師沢川	令和4年5月31日	813mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	天神川	令和4年5月31日	813mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	瑠璃沢川	令和4年5月31日	813mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	濁沢川	令和4年5月31日	813mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	梅木川	令和4年5月31日	813mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	前沢川	令和4年5月31日	813mm/24h																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	No.	地区名	浸水深別浸水建物棟数(棟)					合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			～0.5m	0.5～1.0m	1.0～2.0m	2.0～5.0m	5.0m～																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
6	芹田	1,238	331	118			1,687																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
7	古牧	378	100	153	4		635																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
9	吉田	3,869	74	2			3,945																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10	古里	1,885	818	418	884	5	4,010																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
11	柳原	21	96	1,245	1,925		3,287																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
12	浅川	88					88																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
13	大豆島	2,207	1,354	1,101	333		4,995																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
14	朝陽	2,342	567	618	1,531		5,058																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
15	若槻	1,456	135				1,591																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
16	長沼				2,101	480	2,581																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
17	安茂里	891	277	101	4		1,273																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
20	篠ノ井	2,107	2,165	4,366	6,864	87	15,589																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
21	松代	2,448	813	1,472	3,364	119	8,216																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
22	若穂	668	82	138	4,791	5	5,684																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
23	川中島	2,248	1,268	393			3,909																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
24	更北	5,581	3,478	4,084	1,472		14,615																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
25	七二倉	1					1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
26	信更	20		2			22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
27	豊野	286	367	406	807	560	2,426																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
28	戸隠	1					1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
29	鬼無里	3	1		5		9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
30	大岡	8					8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
31	信州新町	13	120	210	433		776																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
32	中条	11	24	7			42																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	合 計	27,770	12,070	14,834	24,518	1,256	80,448																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

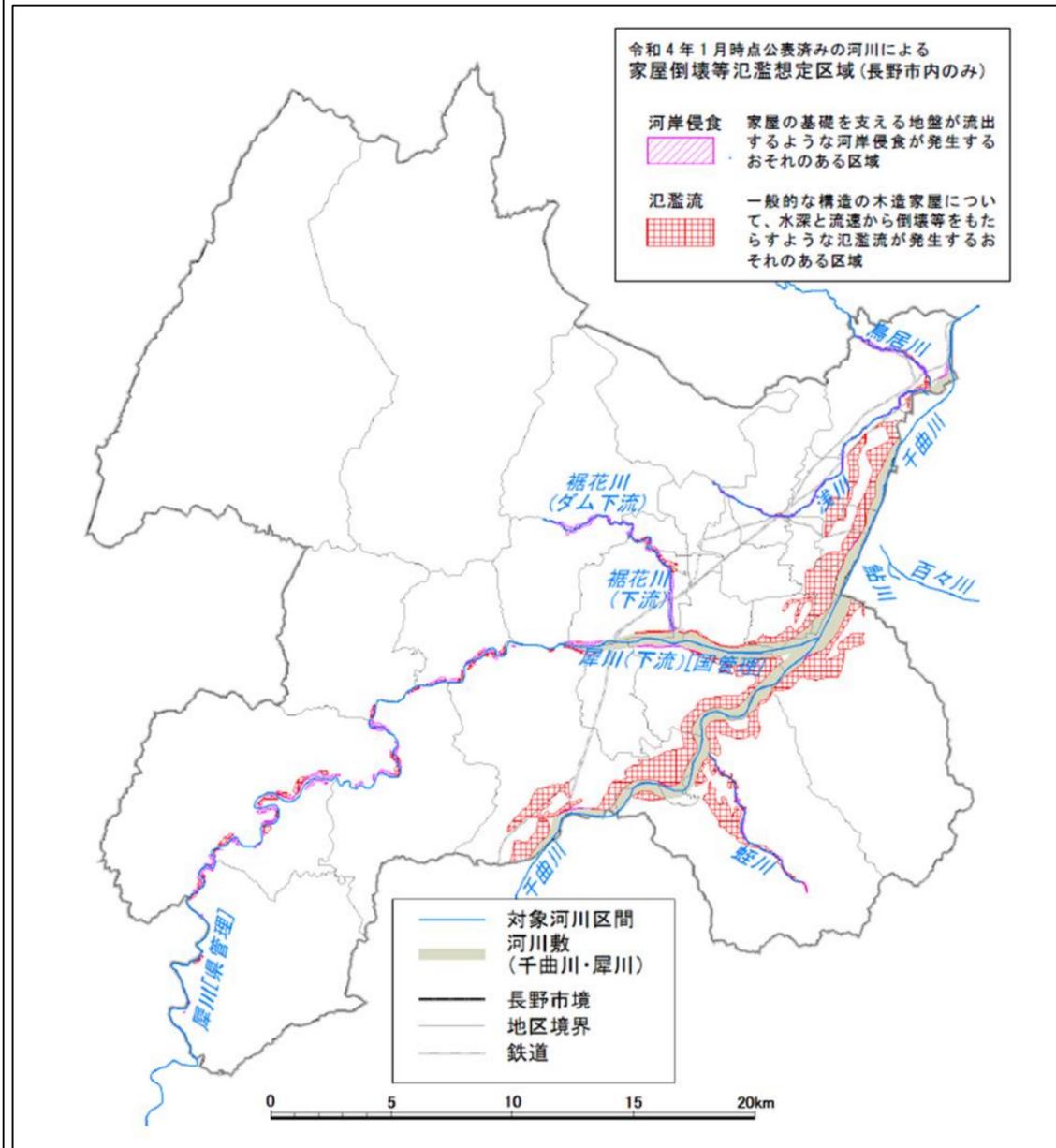
No.	新	旧	備考欄								
	 <p>令和4年1月時点公表済みの河川による 浸水継続時間[浸水深50cm以上](長野市内のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 12時間未満 12～24時間(1日間)未満 24～72時間(3日間)未満 72～168時間(1週間)未満 168～336時間(2週間)未満 336～672時間(4週間)未満 672時間(4週間)以上 <p>対象河川区間 河川敷(千曲川・犀川) 長野市境 地区境界 鉄道</p> <p>0 5 10 15 20km</p>	 <p>計画規模浸水想定区域 最大規模浸水想定区域 河川等範囲</p> <p>0 1.25 2.5 5 7.5 10 km</p> <p>〈計画規模浸水想定区域図と想定最大規模浸水想定区域図の比較図〉</p> <table border="1" data-bbox="1765 1522 2226 1669"> <thead> <tr> <th>浸水域</th> <th>面積(km²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大規模浸水想定区域</td> <td>92.0</td> </tr> <tr> <td>計画規模浸水想定区域</td> <td>62.8</td> </tr> <tr> <td>増加面積</td> <td>29.2</td> </tr> </tbody> </table>	浸水域	面積(km ²)	最大規模浸水想定区域	92.0	計画規模浸水想定区域	62.8	増加面積	29.2	
浸水域	面積(km ²)										
最大規模浸水想定区域	92.0										
計画規模浸水想定区域	62.8										
増加面積	29.2										

〈想定最大規模降雨による浸水継続時間(全河川を併せて表示)〉
※令和4年1月時点公表済みの河川

長野市地域防災計画【風水害対策編】新旧対照表

令和5年2月
風水害対策編

No.	新	旧	備考欄
-----	---	---	-----



〈想定最大規模降雨による家屋倒壊等氾濫想定区域(全河川を併せて表示)〉
※令和4年1月時点公表済みの河川

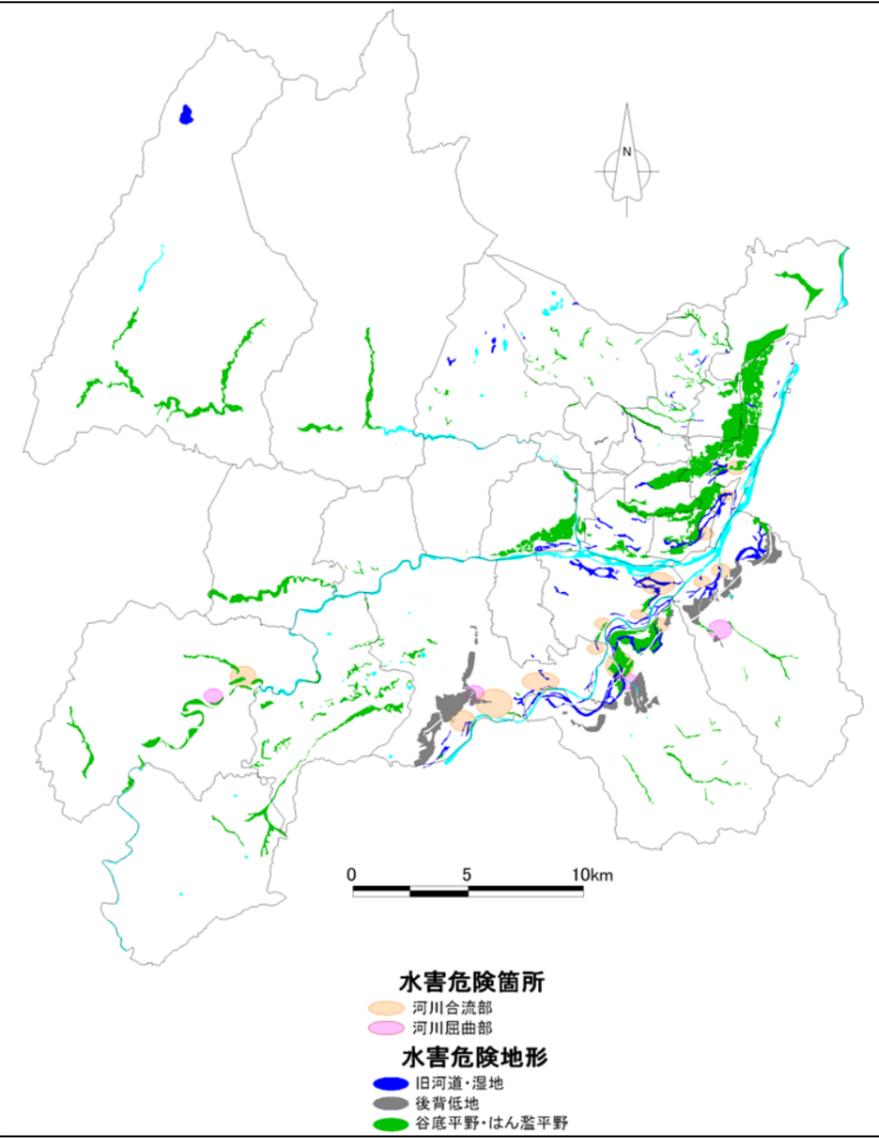
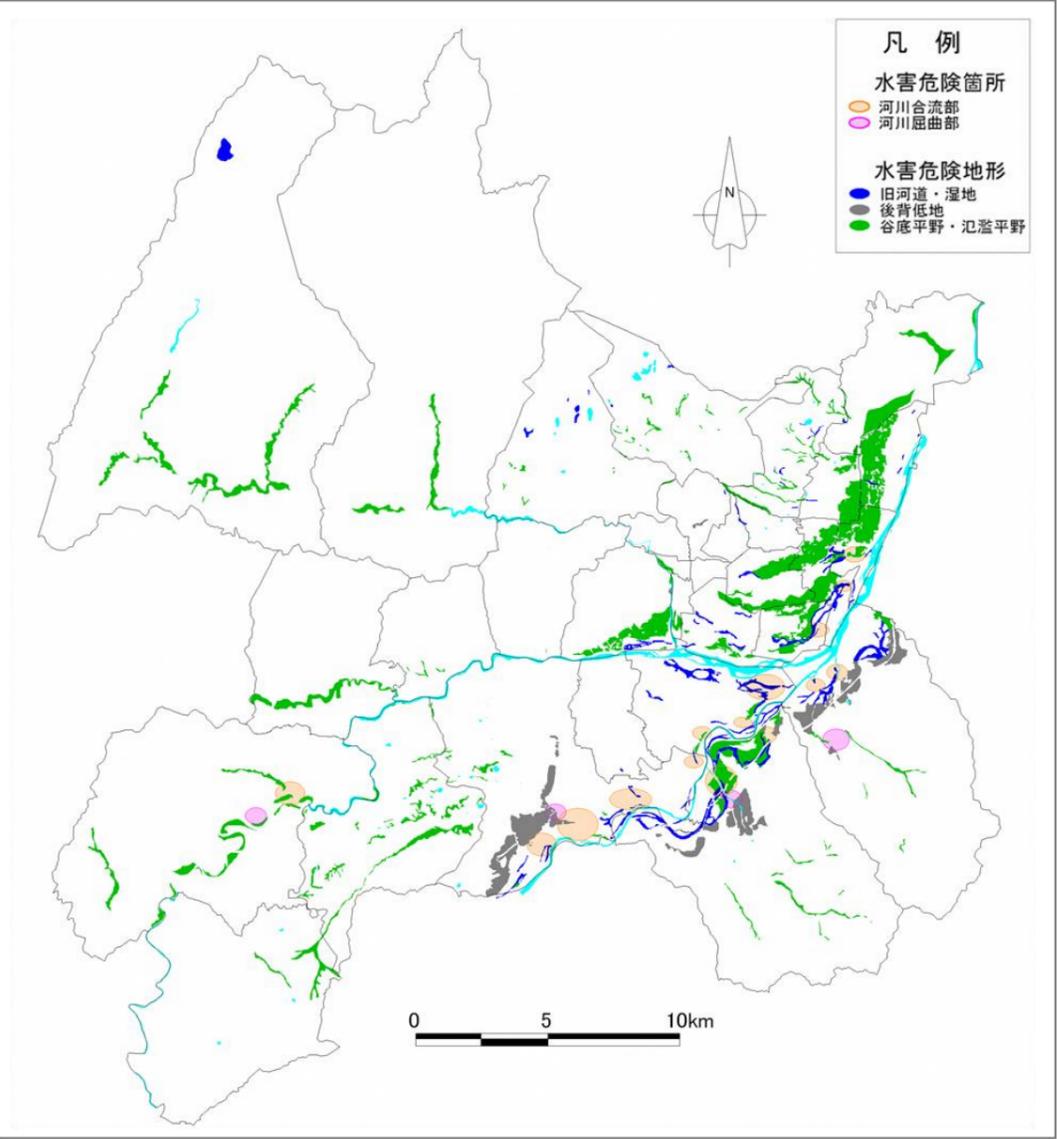
〈浸水深別浸水建物棟数(令和4年1月末時点公表済の全河川)〉

ID	地区名	建物棟数 (棟)	浸水深別浸水建物棟数(棟)						総計
			0.5m 未満	0.5~ 3.0m 未満	3.0~ 5.0m 未満	5.0~ 10.0m 未満	10.0~ 20.0m 未満	20m 以上	
1	第一	3,270	10	29	25	48	1	0	113
2	第二	6,220	311	145	19	2	0	0	477
3	第三	3,063	706	746	4	0	0	0	1,455
4	第四	1,530	158	495	253	80	0	0	986
5	第五	2,239	165	1,523	540	0	0	0	2,229

長野市地域防災計画【風水害対策編】新旧対照表

令和5年2月
風水害対策編

No.	新										旧	備考欄	
10	芹田	11,074	341	10,591	106	1	0	0	11,039				
11	古牧	11,256	5,059	2,987	297	99	0	0	8,443				
12	三輪	6,467	1,231	250	2	0	0	0	1,483				
13	吉田	7,041	3,684	3,057	12	0	0	0	6,753				
20	古里	6,380	273	1,714	653	2,365	166	0	5,172				
21	柳原	3,359	0	1	6	3,349	1	0	3,357				
22	浅川	4,214	130	31	0	0	0	0	161				
23	大豆島	6,125	10	2,385	3,376	348	0	0	6,118				
24	朝陽	7,731	1,319	2,522	1,711	2,088	0	0	7,640				
25	若槻	9,711	1,145	1,808	12	0	0	0	2,966				
26	長沼	2,048	0	0	1	233	1,814	0	2,048				
27	安茂里	10,157	120	2,830	2,781	12	0	0	5,743				
28	小田切	1,392	0	2	7	7	8	2	27				
29	芋井	3,072	0	6	7	9	1	0	23				
30	篠ノ井	24,693	289	1,705	3,409	14,323	149	3	19,878				
31	松代	13,478	137	3,019	851	6,149	1	0	10,156				
32	若穂	9,492	17	153	199	5,217	0	0	5,587				
33	川中島	12,760	1,347	9,547	1,536	195	0	0	12,625				
34	更北	17,152	85	8,078	6,104	2,866	1	0	17,134				
35	七二会	2,262	5	24	19	58	52	0	159				
36	信更	3,620	0	4	12	54	37	0	107				
41	豊野	5,682	69	550	455	1,494	1,091	0	3,658				
42	戸隠	5,564	0	0	0	0	0	0	0				
43	鬼無里	1,836	0	0	0	0	0	0	0				
44	大岡	2,112	3	12	9	36	97	0	158				
45	信州新町	6,065	13	83	91	407	623	772	1,989				
46	中条	3,081	0	2	4	5	5	0	15				
	総計	214,146	16,627	54,299	22,501	39,445	4,047	777	137,699				
	<p>(2) 内水氾濫</p> <p>千曲川、犀川に沿って「旧河道」、「後背湿地」と呼ばれる地形が分布している。この地形は、周囲よりも標高が低くなっているため内水氾濫の危険性が高い。</p> <p>山地や段丘の周辺にもある「谷底平野」、「氾濫平野」と呼ばれる地形は、雨水が集中して集まるため内水氾濫により浸水しやすい。</p> <p>また、河川の屈曲部や合流部でも内水氾濫の危険性が高い。</p>										<p>内水氾濫による洪水危険性については、地形条件や気象条件から危険地区を抽出した。これによると、旧河道や後背低地のような低湿な土地や谷底平野のような降水が集まりやすい土地、また、河川の形状としては、小河川の屈曲部、合流部で内水氾濫が発生する危険がある。</p>		<p>風-7 令和3年度に実施した「防災アセスメント」調査結果</p>

No.	新	旧	備考欄																																																														
	 <p style="text-align: center;">〈<u>水害危険性評価図（内水氾濫）</u>〉</p>	 <p style="text-align: center;">〈<u>水害危険性評価図（内水氾濫）</u>〉</p>																																																															
風-2	<p>第2 土砂災害</p> <p style="text-align: center;">〈<u>土砂災害の危険箇所</u>〉</p> <table border="1" data-bbox="261 1570 1341 1927"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>所管</th> <th>数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防指定地</td> <td>県建設部</td> <td>391</td> <td></td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td>県建設部</td> <td>85</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地すべり防止区域</td> <td>県農政部</td> <td>137</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県林務部</td> <td>39</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土砂災害警戒区域</td> <td rowspan="3">県建設部</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>1,867</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>359</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>339</td> </tr> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>1,409</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	所管	数	備考	砂防指定地	県建設部	391		急傾斜地崩壊危険区域	県建設部	85		地すべり防止区域	県農政部	137		県林務部	39		土砂災害警戒区域	県建設部	急傾斜地の崩壊	1,867	土石流	359	地すべり	339	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	1,409		<p>2 土砂災害</p> <p style="text-align: center;">〈<u>土砂災害の危険箇所（削除）</u>〉</p> <table border="1" data-bbox="1448 1570 2528 1927"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>所管</th> <th>数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防指定地</td> <td>県建設部</td> <td>391</td> <td></td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td>県建設部</td> <td>78</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地すべり防止区域</td> <td>県農政部</td> <td>103</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県林務部</td> <td>39</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土砂災害警戒区域</td> <td rowspan="3">県建設部</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>1,867</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>359</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>339</td> </tr> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>1,412</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	所管	数	備考	砂防指定地	県建設部	391		急傾斜地崩壊危険区域	県建設部	78		地すべり防止区域	県農政部	103		県林務部	39		土砂災害警戒区域	県建設部	急傾斜地の崩壊	1,867	土石流	359	地すべり	339	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	1,412		風-8 その他
種 類	所管	数	備考																																																														
砂防指定地	県建設部	391																																																															
急傾斜地崩壊危険区域	県建設部	85																																																															
地すべり防止区域	県農政部	137																																																															
	県林務部	39																																																															
土砂災害警戒区域	県建設部	急傾斜地の崩壊	1,867																																																														
		土石流	359																																																														
		地すべり	339																																																														
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	1,409																																																															
種 類	所管	数	備考																																																														
砂防指定地	県建設部	391																																																															
急傾斜地崩壊危険区域	県建設部	78																																																															
地すべり防止区域	県農政部	103																																																															
	県林務部	39																																																															
土砂災害警戒区域	県建設部	急傾斜地の崩壊	1,867																																																														
		土石流	359																																																														
		地すべり	339																																																														
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	1,412																																																															

No.	新	旧	備考欄																																																																																																
	<table border="1"> <tr> <td>戒区域</td> <td>土石流</td> <td></td> <td>259</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築基準法第39条の災害危険区域</td> <td>県建設部</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="9">危険箇所</td> <td>土石流危険溪流</td> <td>県建設部</td> <td>424</td> <td></td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td> <td>県建設部</td> <td>995</td> <td>崩壊危険区域は含まず</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地すべり危険箇所</td> <td></td> <td></td> <td>293</td> <td>地すべり防止区</td> </tr> <tr> <td>県農政部</td> <td></td> <td>57</td> <td>域は含まず</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td></td> <td>423</td> <td>民有林のみ</td> </tr> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>県林務部</td> <td>267</td> <td>民有林のみ</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険地区</td> <td></td> <td>154</td> <td>民有林のみ</td> </tr> <tr> <td>林道における災害発生危険箇所</td> <td></td> <td>66</td> <td>民有林のみ</td> </tr> <tr> <td>土砂崩壊危険箇所</td> <td>県農政部</td> <td>60</td> <td></td> </tr> </table>	戒区域	土石流		259		建築基準法第39条の災害危険区域	県建設部		3		危険箇所	土石流危険溪流	県建設部	424		急傾斜地崩壊危険箇所	県建設部	995	崩壊危険区域は含まず	地すべり危険箇所			293	地すべり防止区	県農政部		57	域は含まず	崩壊土砂流出危険地区		423	民有林のみ	山腹崩壊危険地区	県林務部	267	民有林のみ	地すべり危険地区		154	民有林のみ	林道における災害発生危険箇所		66	民有林のみ	土砂崩壊危険箇所	県農政部	60		<table border="1"> <tr> <td>戒区域</td> <td>土石流</td> <td></td> <td>259</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築基準法第39条の災害危険区域</td> <td>県建設部</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="9">危険箇所</td> <td>土石流危険溪流</td> <td>県建設部</td> <td>425</td> <td></td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td> <td>県建設部</td> <td>995</td> <td>崩壊危険区域は含まず</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地すべり危険箇所</td> <td></td> <td></td> <td>293</td> <td>地すべり防止区</td> </tr> <tr> <td>県農政部</td> <td></td> <td>57</td> <td>域は含まず</td> </tr> <tr> <td>崩壊土砂流出危険地区</td> <td></td> <td>421</td> <td>民有林のみ</td> </tr> <tr> <td>山腹崩壊危険地区</td> <td>県林務部</td> <td>264</td> <td>民有林のみ</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険地区</td> <td></td> <td>154</td> <td>民有林のみ</td> </tr> <tr> <td>林道における災害発生危険箇所</td> <td></td> <td>66</td> <td>民有林のみ</td> </tr> <tr> <td>土砂崩壊危険箇所</td> <td>県農政部</td> <td>64</td> <td></td> </tr> </table>	戒区域	土石流		259		建築基準法第39条の災害危険区域	県建設部		3		危険箇所	土石流危険溪流	県建設部	425		急傾斜地崩壊危険箇所	県建設部	995	崩壊危険区域は含まず	地すべり危険箇所			293	地すべり防止区	県農政部		57	域は含まず	崩壊土砂流出危険地区		421	民有林のみ	山腹崩壊危険地区	県林務部	264	民有林のみ	地すべり危険地区		154	民有林のみ	林道における災害発生危険箇所		66	民有林のみ	土砂崩壊危険箇所	県農政部	64		
戒区域	土石流		259																																																																																																
建築基準法第39条の災害危険区域	県建設部		3																																																																																																
危険箇所	土石流危険溪流	県建設部	424																																																																																																
	急傾斜地崩壊危険箇所	県建設部	995	崩壊危険区域は含まず																																																																																															
	地すべり危険箇所			293	地すべり防止区																																																																																														
		県農政部		57	域は含まず																																																																																														
	崩壊土砂流出危険地区		423	民有林のみ																																																																																															
	山腹崩壊危険地区	県林務部	267	民有林のみ																																																																																															
	地すべり危険地区		154	民有林のみ																																																																																															
	林道における災害発生危険箇所		66	民有林のみ																																																																																															
	土砂崩壊危険箇所	県農政部	60																																																																																																
戒区域	土石流		259																																																																																																
建築基準法第39条の災害危険区域	県建設部		3																																																																																																
危険箇所	土石流危険溪流	県建設部	425																																																																																																
	急傾斜地崩壊危険箇所	県建設部	995	崩壊危険区域は含まず																																																																																															
	地すべり危険箇所			293	地すべり防止区																																																																																														
		県農政部		57	域は含まず																																																																																														
	崩壊土砂流出危険地区		421	民有林のみ																																																																																															
	山腹崩壊危険地区	県林務部	264	民有林のみ																																																																																															
	地すべり危険地区		154	民有林のみ																																																																																															
	林道における災害発生危険箇所		66	民有林のみ																																																																																															
	土砂崩壊危険箇所	県農政部	64																																																																																																
風-3	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <hr/> <p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害に強いまちづくりの推進 [市、<u>県</u>、電気通信事業者、<u>河川管理者</u>、<u>下水道管理者</u>等]</td> <td> 地域計画や社会資本の整備等に当たっては、次の点に留意して風水害に強いまちづくりを総合的に推進する。 ○総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等の災害から地域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 ○基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 ○住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の安全性に十分配慮する。 ○浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を考慮して治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。 ○老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。 <u>○洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を取る。その場合、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、様々な建築の制限を検討する。</u> <u>○立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同</u> </td> <td> 総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 農林部 上下水道局 </td> </tr> <tr> <td>洪水時行動マニュアル等の検討、整備</td> <td> 想定最大規模浸水想定区域図等及び長野市防災アセスメント調査による被害想定を踏まえ、想定最大規模降雨による千曲川・犀川などの氾濫に対応する洪水ハザードマップ (<u>避難計画</u>)、各種マニュアル等を検討、作成する。 また、ハード対策だけでは防ぎきれないことを前提に、ソフト対策で『住民の生命を守る』ことを第一として、災害発生時に適切な避難行動、防災行動がとれるよう、洪水ハザードマップ <u>長野市洪水タイムライン</u> </td> <td> 総務部危機管理防災課 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	風水害に強いまちづくりの推進 [市、 <u>県</u> 、電気通信事業者、 <u>河川管理者</u> 、 <u>下水道管理者</u> 等]	地域計画や社会資本の整備等に当たっては、次の点に留意して風水害に強いまちづくりを総合的に推進する。 ○総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等の災害から地域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 ○基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 ○住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の安全性に十分配慮する。 ○浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を考慮して治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。 ○老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。 <u>○洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を取る。その場合、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、様々な建築の制限を検討する。</u> <u>○立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同</u>	総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 農林部 上下水道局	洪水時行動マニュアル等の検討、整備	想定最大規模浸水想定区域図等及び長野市防災アセスメント調査による被害想定を踏まえ、想定最大規模降雨による千曲川・犀川などの氾濫に対応する洪水ハザードマップ (<u>避難計画</u>)、各種マニュアル等を検討、作成する。 また、ハード対策だけでは防ぎきれないことを前提に、ソフト対策で『住民の生命を守る』ことを第一として、災害発生時に適切な避難行動、防災行動がとれるよう、洪水ハザードマップ <u>長野市洪水タイムライン</u>	総務部危機管理防災課	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <hr/> <p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害に強いまちづくりの推進 [市、<u>各</u>電気通信事業者]</td> <td> 地域計画や社会資本の整備等に当たっては、次の点に留意して風水害に強いまちづくりを総合的に推進する。 ○総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等の災害から地域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 ○基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 ○住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の安全性に十分配慮する。 ○浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を考慮して治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。 ○老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。 </td> <td> 総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 <u>市街地整備局</u> 農林部 上下水道局 </td> </tr> <tr> <td>洪水時行動マニュアル等の検討、整備</td> <td> 想定最大規模浸水想定区域図等及び長野市防災アセスメント調査による被害想定を踏まえ、想定最大規模降雨による千曲川・犀川などの氾濫に対応する洪水ハザードマップ (<u>避難計画</u>)、各種マニュアル等を検討、作成する。 また、ハード対策だけでは防ぎきれないことを前提に、ソフト対策で『住民の生命を守る』ことを第一として、災害発生時に適切な避難行動、防災行動がとれるよう、洪水ハザードマップ <u>長野市洪水タイムライン</u> </td> <td> 総務部危機管理防災課 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	風水害に強いまちづくりの推進 [市、 <u>各</u> 電気通信事業者]	地域計画や社会資本の整備等に当たっては、次の点に留意して風水害に強いまちづくりを総合的に推進する。 ○総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等の災害から地域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 ○基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 ○住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の安全性に十分配慮する。 ○浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を考慮して治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。 ○老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。	総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 <u>市街地整備局</u> 農林部 上下水道局	洪水時行動マニュアル等の検討、整備	想定最大規模浸水想定区域図等及び長野市防災アセスメント調査による被害想定を踏まえ、想定最大規模降雨による千曲川・犀川などの氾濫に対応する洪水ハザードマップ (<u>避難計画</u>)、各種マニュアル等を検討、作成する。 また、ハード対策だけでは防ぎきれないことを前提に、ソフト対策で『住民の生命を守る』ことを第一として、災害発生時に適切な避難行動、防災行動がとれるよう、洪水ハザードマップ <u>長野市洪水タイムライン</u>	総務部危機管理防災課	風-11 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正 その他																																																																														
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																																																																																																	
風水害に強いまちづくりの推進 [市、 <u>県</u> 、電気通信事業者、 <u>河川管理者</u> 、 <u>下水道管理者</u> 等]	地域計画や社会資本の整備等に当たっては、次の点に留意して風水害に強いまちづくりを総合的に推進する。 ○総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等の災害から地域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 ○基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 ○住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の安全性に十分配慮する。 ○浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を考慮して治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。 ○老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。 <u>○洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を取る。その場合、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、様々な建築の制限を検討する。</u> <u>○立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同</u>	総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 農林部 上下水道局																																																																																																	
洪水時行動マニュアル等の検討、整備	想定最大規模浸水想定区域図等及び長野市防災アセスメント調査による被害想定を踏まえ、想定最大規模降雨による千曲川・犀川などの氾濫に対応する洪水ハザードマップ (<u>避難計画</u>)、各種マニュアル等を検討、作成する。 また、ハード対策だけでは防ぎきれないことを前提に、ソフト対策で『住民の生命を守る』ことを第一として、災害発生時に適切な避難行動、防災行動がとれるよう、洪水ハザードマップ <u>長野市洪水タイムライン</u>	総務部危機管理防災課																																																																																																	
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																																																																																																	
風水害に強いまちづくりの推進 [市、 <u>各</u> 電気通信事業者]	地域計画や社会資本の整備等に当たっては、次の点に留意して風水害に強いまちづくりを総合的に推進する。 ○総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等の災害から地域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 ○基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 ○住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の安全性に十分配慮する。 ○浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を考慮して治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。 ○老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。	総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 <u>市街地整備局</u> 農林部 上下水道局																																																																																																	
洪水時行動マニュアル等の検討、整備	想定最大規模浸水想定区域図等及び長野市防災アセスメント調査による被害想定を踏まえ、想定最大規模降雨による千曲川・犀川などの氾濫に対応する洪水ハザードマップ (<u>避難計画</u>)、各種マニュアル等を検討、作成する。 また、ハード対策だけでは防ぎきれないことを前提に、ソフト対策で『住民の生命を守る』ことを第一として、災害発生時に適切な避難行動、防災行動がとれるよう、洪水ハザードマップ <u>長野市洪水タイムライン</u>	総務部危機管理防災課																																																																																																	

No.	新			旧			備考欄												
	<p>洪水時行動マニュアル等の検討、整備</p>	<p>計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。</p> <p>想定最大規模浸水想定区域図等及び長野市防災アセスメント調査による被害想定を踏まえ、想定最大規模降雨による千曲川・犀川等の氾濫に対応する洪水ハザードマップ、各種マニュアル等を検討、作成する。</p> <p>また、ハード対策だけでは防ぎきれないことを前提に、ソフト対策で『住民の生命を守る』ことを第一として、災害発生時に適切な避難行動、防災行動がとれるよう、<u>行政、地域、家庭ごとによる防災行動計画(タイムライン)の作成や、洪水ハザードマップの普及に努める。また、防災行動計画(タイムライン)に基づく訓練を繰り返し実施し、実践的、有効的な行動計画の運用に努める。</u></p> <p>○広報紙、市ホームページ、市政出前講座等による洪水ハザードマップの広報・普及</p> <p>○長野市洪水タイムライン、千曲川・犀川流域(緊急対応)タイムラインを踏まえた防災訓練の実施と、その検証及び見直し</p> <p>○住民の防災行動計画であるマイ・タイムライン、コミュニティ・タイムラインの作成支援</p>	<p>総務部危機管理防災課</p>		<p>に基づく訓練を繰り返し実施し、実践的、有効的な行動計画の運用に努める。</p> <p>○「長野市洪水タイムライン」の普及</p> <p>○「千曲川・犀川流域を対象としたタイムライン検討会」が提示した今後の課題を踏まえた洪水避難計画、洪水ハザードマップ、各種マニュアル等の検討、作成</p> <p>○洪水タイムライン、洪水ハザードマップ等を踏まえた防災訓練並びにタイムライン、洪水ハザードマップ等の検証及び見直し</p>														
<p>風-4</p>	<p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="246 1566 1374 1948"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害発生直前の点検等 [市、消防団]</td> <td>出水期前や大規模な台風の接近前には次の点を点検し、円滑な警戒避難活動及び応急対策活動に万全を期する。 ○警報等の伝達体制 ○避難誘導體制、避難計画、警戒避難基準 ○所管施設の緊急点検要領 ○応急復旧活動体制 ○防災用資器材 ○水防活動体制 ○ダム、水門等の操作手順、要員</td> <td>総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 農林部 消防局</td> </tr> </tbody> </table>			計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	風水害発生直前の点検等 [市、消防団]	出水期前や大規模な台風の接近前には次の点を点検し、円滑な警戒避難活動及び応急対策活動に万全を期する。 ○警報等の伝達体制 ○避難誘導體制、避難計画、警戒避難基準 ○所管施設の緊急点検要領 ○応急復旧活動体制 ○防災用資器材 ○水防活動体制 ○ダム、水門等の操作手順、要員	総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 農林部 消防局	<p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1433 1566 2561 1948"> <thead> <tr> <th>計画名 [計画主体]</th> <th>計画内容</th> <th>担当部課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水害発生直前の点検等 [市、消防団]</td> <td>出水期前や大規模な台風の接近前には次の点を点検し、円滑な警戒避難活動及び応急対策活動に万全を期する。 ○警報等の伝達体制 ○避難誘導體制、避難計画、警戒避難基準 ○所管施設の緊急点検要領 ○応急復旧活動体制 ○防災用資器材 ○水防活動体制 ○ダム、水門等の操作手順、要員</td> <td>総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 農林部 消防局</td> </tr> </tbody> </table>			計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課	風水害発生直前の点検等 [市、消防団]	出水期前や大規模な台風の接近前には次の点を点検し、円滑な警戒避難活動及び応急対策活動に万全を期する。 ○警報等の伝達体制 ○避難誘導體制、避難計画、警戒避難基準 ○所管施設の緊急点検要領 ○応急復旧活動体制 ○防災用資器材 ○水防活動体制 ○ダム、水門等の操作手順、要員	総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 農林部 消防局	<p>風-13 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合</p>
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																	
風水害発生直前の点検等 [市、消防団]	出水期前や大規模な台風の接近前には次の点を点検し、円滑な警戒避難活動及び応急対策活動に万全を期する。 ○警報等の伝達体制 ○避難誘導體制、避難計画、警戒避難基準 ○所管施設の緊急点検要領 ○応急復旧活動体制 ○防災用資器材 ○水防活動体制 ○ダム、水門等の操作手順、要員	総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 農林部 消防局																	
計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課																	
風水害発生直前の点検等 [市、消防団]	出水期前や大規模な台風の接近前には次の点を点検し、円滑な警戒避難活動及び応急対策活動に万全を期する。 ○警報等の伝達体制 ○避難誘導體制、避難計画、警戒避難基準 ○所管施設の緊急点検要領 ○応急復旧活動体制 ○防災用資器材 ○水防活動体制 ○ダム、水門等の操作手順、要員	総務部危機管理防災課 都市整備部 建設部 農林部 消防局																	

No.	新	旧	備考欄						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="246 216 522 424">物資調達・輸送調整等 [市]</td> <td data-bbox="522 216 1095 424">○災害情報の連絡体制 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認、登録されている物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有する等、物資支援の準備に努める。</td> <td data-bbox="1095 216 1374 424">総務部危機管理防災課</td> </tr> </table>	物資調達・輸送調整等 [市]	○災害情報の連絡体制 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認、登録されている物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有する等、物資支援の準備に努める。	総務部危機管理防災課	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1433 216 1709 424"></td> <td data-bbox="1709 216 2282 424">○災害情報の連絡体制</td> <td data-bbox="2282 216 2561 424"></td> </tr> </table>		○災害情報の連絡体制		
物資調達・輸送調整等 [市]	○災害情報の連絡体制 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認、登録されている物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有する等、物資支援の準備に努める。	総務部危機管理防災課							
	○災害情報の連絡体制								
風-5	<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>震災対策編 第2章 第10節「避難の受入活動計画」に準ずる。</p> <p><u>なお、風水害の避難に関して、市、住民、施設管理者等は、次に示す責務及び基本姿勢を有しており、この考え方にに基づき、災害予防計画を実践することが求められる。</u></p> <p>1 市の責務(新設) 市長は、関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。そのため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を行わなければならない。 また、避難情報がどのような考え方に基いているのか、居住地等どのような災害リスクがあるか、どのような時にどのような行動をとるべきか等について、居住者等一人ひとりや施設管理者等が理解し、災害時に適時的確な避難行動をとることができるとともに、施設管理者等が施設利用者の避難支援を判断できるよう、日頃から周知徹底を図る取組を行う。</p>	<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>震災対策編 第2章 第10節「避難の受入活動計画」に準ずる。</p>	風-15 その他						
	<p>2 居住者等の避難に対する基本姿勢(新設) 自然災害に対しては、行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自分は災害に遭わないという思い込みを陥ることなく、居住者等が自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要である。 主体的な避難行動に関する、特に留意すべき事項は次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">〈留意すべき事項〉</p> <p>① 日頃から、日常生活において自らが居ることが多い場所（以下「自宅・施設等」という。）の災害リスクを把握するとともに、適切な避難行動、避難のタイミングは各居住者等で異なることを踏まえ、災害種別毎に自宅・施設等が、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命が危険に及ぶ可能性がなくなるのか等についてあらかじめ確認・認識し、災害時にとるべき行動を自ら判断すべきである。</p> <p>② 日頃から予定している避難経路が安全であるかどうかを確認しておく必要がある。また、必要に応じ、避難先や避難のタイミングそのものを見直す必要がある。</p> <p>③ 日頃から確認・検討すべき内容について、避難行動をとるとともにすることが想定される家族や地域等と共有し、災害時には可能な範囲で声を掛け合って避難すべきである。</p> <p>④ 夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合はまだ日が明るいうちから避難するべきであり、暴風が予想される場合は、昼夜を問わず暴風が吹き始める前に避難を完了させるべきである。</p> <p>⑤ 避難情報の発令対象区域は一定の想定に基づいて設定されたものであり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば自主的かつ速やかに避難行動をとるべきである。</p> <p>⑥ 自動車による避難は、移動中に洪水等に見舞われることや渋滞を発生させるおそれがあることに留意すべきである。また、一時的な避難先としてやむを得ず車中泊をする場合においては浸水等の</p> </div>	(新規)	風-15 その他						

No.	新	旧	備考欄
	<p><u>災害リスクのある区域等に留まらないようにするとともに、エコノミークラス症候群当の予防を行うべきである。</u></p> <p>⑦ <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等によって避難行動をとるタイミングを逸することのないよう、行政から提供される避難情報や防災気象情報のほか水位情報や画像情報等のリアルタイム情報等を自ら確認し、適時的確に避難行動をとるべきである。</u></p> <p>⑧ <u>災害のおそれがある又は高い状況で市から避難情報が発令されることから、実際には災害が発生しない「空振り」となる場合があるが、避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えをすることが重要である。</u></p> <p>⑨ <u>他者からの避難の呼びかけが大きな動機付けになる場合があることから、自らの親戚・知人等が災害リスクのある区域等の居住者等である場合には、電話等をして避難を強く促すべきである。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>※内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）より</u></p>		
	<p>3 施設管理者等の責務等(新設)</p> <p><u>要配慮者利用施設や地下街等の所有者又は管理者は、施設利用者の避難が円滑かつ迅速に進むよう、日頃から具体的な避難計画を作成する必要がある。</u></p> <p><u>また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に立地し、かつ市の地域防災計画に定められている社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者には避難計画の作成に加え、避難訓練の実施が義務付けられている。</u></p> <p><u>施設管理者等は、施設利用者全員が安全に避難を完了できるよう、警戒レベル3高齢者等避難等の早いタイミングから避難支援を行うことが基本であり、気象庁から警戒レベル2大雨・洪水・高潮注意報が発表された段階から、雨量や雨域の移動等の観測値や防災気象情報等をホームページ等で確認しておくことが望ましい。</u></p> <p><u>さらに、避難経路や避難経路の安全性を日頃から確認しておくとともに、災害時における避難経路の通行止めや計画していた移動手段や支援体制を確保できない等の不足の事態に備え、施設利用者の緊急安全確保行動の支援についてもあらかじめ確認・準備しておくべきである。また、市や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援が得られるようにする等の工夫をすることが望ましい。</u></p> <p><u>アンダーパスを有する道路の管理者及び地下工事の責任者等においては、洪水等により命が脅かされる危険性がある場合には、防災気象情報や水位情報等に注意を払い、道路利用者や工事関係者等に危険が及ばないように、立ち入り規制や待避等の措置を適切に講じる必要がある。</u></p>	<p>(新規)</p>	<p>風-16 その他</p>
<p>風-6</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <hr/> <p>第1節 災害直前活動</p> <hr/> <p>第1 災害直前活動</p> <p>風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。</p> <p><u>また、早めの防災行動の着手を可能とするタイムライン防災の取り組みを進める。(参考：千曲川・犀川流域(緊急対応)タイムライン等)</u></p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。</p> <p>市は、関係機関より収集した気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等を、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、防災メール、<u>防災アプリ</u>、緊急速報メール、ホームページ(SNS等含む)、テレビ・ラジオ、市広報車、警察・消防車両及び地域内連絡網等を通じて、住民に対し伝達活動を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <hr/> <p>第1節 災害直前活動</p> <hr/> <p>第1 災害直前活動</p> <p>風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。</p> <p>市は、関係機関より収集した気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等を、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、防災メール、緊急速報メール、ホームページ(SNS等含む)、テレビ・ラジオ、市広報車、警察・消防車両及び地域内連絡網等を通じて、住民に対し伝達活動を行う。</p>	<p>風-21 その他</p>

No.	新	旧	備考欄																								
	<p>2 異常現象発見時の通報等 <u>災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市に通報する。</u> <u>市は、できるだけその現象を確認し、地方气象台、関係機関に伝達する。</u></p> <p>〈異常現象の種類〉</p> <table border="1"> <tr> <td>気象</td> <td>○強い突風 ○激しい雷</td> <td>○竜巻 ○大雨 等</td> <td>○強い降ひょう</td> </tr> <tr> <td>水象</td> <td colspan="3">○河川又はため池の異常な水位上昇、氾濫 ○異常な湧水 等</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td colspan="3">○地割れ（亀裂） ○崖崩れ、山崩れ、落石 ○地すべり（土塊の移動） ○土石流（山津波、鉄砲水） ○地表面の沈下・隆起 等</td> </tr> </table>	気象	○強い突風 ○激しい雷	○竜巻 ○大雨 等	○強い降ひょう	水象	○河川又はため池の異常な水位上昇、氾濫 ○異常な湧水 等			土砂災害	○地割れ（亀裂） ○崖崩れ、山崩れ、落石 ○地すべり（土塊の移動） ○土石流（山津波、鉄砲水） ○地表面の沈下・隆起 等			<p><u>また、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達する。</u></p> <p>〈異常現象の種類〉</p> <table border="1"> <tr> <td>気象</td> <td>○強い突風 ○激しい雷</td> <td>○竜巻 ○大雨 など</td> <td>○強い降ひょう</td> </tr> <tr> <td>水象</td> <td colspan="3">○河川又はため池の異常な水位上昇、氾濫 ○異常な湧水 ○洪水 等</td> </tr> <tr> <td>土砂災害</td> <td colspan="3">○地割れ（亀裂） ○崖崩れ、山崩れ、落石 ○地すべり（土塊の移動） ○土石流（山津波、鉄砲水） ○地表面の沈下・隆起 など</td> </tr> </table>	気象	○強い突風 ○激しい雷	○竜巻 ○大雨 など	○強い降ひょう	水象	○河川又はため池の異常な水位上昇、氾濫 ○異常な湧水 ○洪水 等			土砂災害	○地割れ（亀裂） ○崖崩れ、山崩れ、落石 ○地すべり（土塊の移動） ○土石流（山津波、鉄砲水） ○地表面の沈下・隆起 など			<p>風-21 その他</p>
気象	○強い突風 ○激しい雷	○竜巻 ○大雨 等	○強い降ひょう																								
水象	○河川又はため池の異常な水位上昇、氾濫 ○異常な湧水 等																										
土砂災害	○地割れ（亀裂） ○崖崩れ、山崩れ、落石 ○地すべり（土塊の移動） ○土石流（山津波、鉄砲水） ○地表面の沈下・隆起 等																										
気象	○強い突風 ○激しい雷	○竜巻 ○大雨 など	○強い降ひょう																								
水象	○河川又はため池の異常な水位上昇、氾濫 ○異常な湧水 ○洪水 等																										
土砂災害	○地割れ（亀裂） ○崖崩れ、山崩れ、落石 ○地すべり（土塊の移動） ○土石流（山津波、鉄砲水） ○地表面の沈下・隆起 など																										
	<p>3 住民の避難誘導対策 (略)</p> <p>(1) 避難誘導活動 市は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、消防団（水防団）等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難のための高齢者等避難、避難指示の発令を行い、避難誘導活動を実施する。 (略)</p> <p>(2) 緊急安全確保措置の指示 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、災害が発生又はまさに災害が発生しようとしている場合において立退き避難を行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合は、状況が切迫していることを伝え、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示する。</p> <p>(3) 避難場所の開放及び避難所の開設 市は、災害時又は災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難場所の開放及び避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。 <u>なお、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、様々な施設を福祉避難所として開設するよう努める。</u> <u>また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p> <p>(4) 迅速かつ的確な伝達 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、防災メール、防災アプリ、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ホームページ（SNS等含む）等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。</p>	<p>2 住民の避難誘導対策 (略)</p> <p>(1) 避難誘導活動 市は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難のための高齢者等避難、避難指示の発令を行い、避難誘導活動を実施する。 (略)</p> <p>(2) 緊急安全確保措置の指示 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への立退き避難を原則とするものの、災害が発生又はまさに災害が発生しようとしている場合において立退き避難を行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合は、状況が切迫していることを伝え、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示する。</p> <p>(3) 避難場所及び避難所の開設 市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難場所及び避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。</p> <p>(4) 迅速かつ的確な伝達 住民に対する高齢者等避難、避難指示、の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、防災メール、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ホームページ（SNS等含む）等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。</p>	<p>風-21 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合</p> <p>風-22 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合</p> <p>風-22 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合</p>																								
風-7	<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </table>	項目	担当	<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </table>	項目	担当	<p>風-24 その他</p>																				
項目	担当																										
項目	担当																										

長野市地域防災計画【風水害対策編】新旧対照表

令和5年2月
風水害対策編

No.	新	旧	備考欄																				
	<table border="1"> <tr> <td>第1 気象、異常現象に関する情報の収集</td> <td>総務部本部班・総務班・行政DX推進班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班</td> </tr> <tr> <td>第2 概況調査</td> <td>総務部総務班・情報システム班・行政DX推進班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班</td> </tr> <tr> <td>第3 被害調査</td> <td>総務部総務班・情報システム班・行政DX推進班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部各班、保健所部総務班・健康班、こども未来部各班、環境部各班、商工観光部各班、文化スポーツ振興部各班、農林部各班、建設部各班、都市整備部各班、教育部各班、学校教育部各班、上下水道部各班、消防部予防班</td> </tr> <tr> <td>第4 災害報告</td> <td>総務部本部班・総務班・情報システム班・行政DX推進班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班</td> </tr> <tr> <td>第5 通信体制の確保</td> <td>総務部本部班・総務班・情報システム班・行政DX推進班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、上下水道部総務班、消防部通信指令班</td> </tr> </table>	第1 気象、異常現象に関する情報の収集	総務部本部班・ 総務班 ・ 行政DX推進班 ・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班	第2 概況調査	総務部 総務班 ・情報 システム班 ・ 行政DX推進班 ・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班	第3 被害調査	総務部 総務班 ・情報 システム班 ・ 行政DX推進班 ・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部各班、保健所部 総務班 ・健康班、こども未来部各班、環境部各班、商工観光部各班、文化スポーツ振興部各班、農林部各班、建設部各班、都市整備部各班、教育部各班、学校教育部各班、上下水道部各班、消防部予防班	第4 災害報告	総務部本部班・ 総務班 ・情報 システム班 ・ 行政DX推進班 ・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班	第5 通信体制の確保	総務部本部班・ 総務班 ・情報 システム班 ・ 行政DX推進班 ・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、上下水道部 総務班 、消防部通信指令班	<table border="1"> <tr> <td>第1 気象、異常現象に関する情報の収集</td> <td>総務部本部班・庶務班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班</td> </tr> <tr> <td>第2 概況調査</td> <td>総務部庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班</td> </tr> <tr> <td>第3 被害調査</td> <td>総務部庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部各班、保健所部総務班・健康班、こども未来部各班、環境部各班、商工観光部各班、文化スポーツ振興部各班、農林部各班、建設部各班、都市整備部各班、教育部各班、学校教育部各班、上下水道部各班、消防部予防班</td> </tr> <tr> <td>第4 災害報告</td> <td>総務部本部班・庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班</td> </tr> <tr> <td>第5 通信体制の確保</td> <td>総務部本部班・庶務班・情報政策班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、上下水道部総務班、消防部通信指令班</td> </tr> </table>	第1 気象、異常現象に関する情報の収集	総務部本部班・ 庶務班 ・ 行政管理班 ・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班	第2 概況調査	総務部 庶務班 ・情報 政策班 ・職員研修所班・ 行政管理班 ・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班	第3 被害調査	総務部 庶務班 ・情報 政策班 ・職員研修所班・ 行政管理班 ・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部各班、保健所部 総務班 ・健康班、こども未来部各班、環境部各班、商工観光部各班、文化スポーツ振興部各班、農林部各班、建設部各班、都市整備部各班、教育部各班、学校教育部各班、上下水道部各班、消防部予防班	第4 災害報告	総務部本部班・ 庶務班 ・情報 政策班 ・職員研修所班・ 行政管理班 ・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班	第5 通信体制の確保	総務部本部班・ 庶務班 ・情報 政策班 ・職員研修所班・ 行政管理班 ・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、上下水道部 総務班 、消防部通信指令班	
第1 気象、異常現象に関する情報の収集	総務部本部班・ 総務班 ・ 行政DX推進班 ・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班																						
第2 概況調査	総務部 総務班 ・情報 システム班 ・ 行政DX推進班 ・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班																						
第3 被害調査	総務部 総務班 ・情報 システム班 ・ 行政DX推進班 ・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部各班、保健所部 総務班 ・健康班、こども未来部各班、環境部各班、商工観光部各班、文化スポーツ振興部各班、農林部各班、建設部各班、都市整備部各班、教育部各班、学校教育部各班、上下水道部各班、消防部予防班																						
第4 災害報告	総務部本部班・ 総務班 ・情報 システム班 ・ 行政DX推進班 ・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班																						
第5 通信体制の確保	総務部本部班・ 総務班 ・情報 システム班 ・ 行政DX推進班 ・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、上下水道部 総務班 、消防部通信指令班																						
第1 気象、異常現象に関する情報の収集	総務部本部班・ 庶務班 ・ 行政管理班 ・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班																						
第2 概況調査	総務部 庶務班 ・情報 政策班 ・職員研修所班・ 行政管理班 ・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班																						
第3 被害調査	総務部 庶務班 ・情報 政策班 ・職員研修所班・ 行政管理班 ・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部各班、保健所部 総務班 ・健康班、こども未来部各班、環境部各班、商工観光部各班、文化スポーツ振興部各班、農林部各班、建設部各班、都市整備部各班、教育部各班、学校教育部各班、上下水道部各班、消防部予防班																						
第4 災害報告	総務部本部班・ 庶務班 ・情報 政策班 ・職員研修所班・ 行政管理班 ・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班																						
第5 通信体制の確保	総務部本部班・ 庶務班 ・情報 政策班 ・職員研修所班・ 行政管理班 ・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、上下水道部 総務班 、消防部通信指令班																						
	<p>第1 気象、異常現象に関する情報の収集</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>長野地方気象台は、大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」を、<u>予想される現象が特に異常であるため</u>重大な災害が発生するおそれが著しく大きい<u>ときには</u>「特別警報」を、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。</p> <p>なお、本市が属する予報区は、長野県北部（一次細分区域）、長野地域（市町村等をまとめた地域）、長野市（二次細分区域）である。</p> <p>また、長野県においては、高潮、波浪に係る特別警報、警報、注意報は発表されない。</p> <p>ア 特別警報</p> <p>大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の発生するおそれが著しく大きい<u>ときに</u>、その旨を警告して行う予報</p> <p>イ 警報</p> <p>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の発生するおそれがある<u>ときに</u>、その旨を警告して行う予報</p> <p>ウ 注意報</p> <p>大雨、洪水、大雪、強風等によって災害が発生するおそれがある<u>ときに</u>、その旨を注意して行う予報</p>	<p>第1 気象、異常現象に関する情報の収集</p> <p>1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報</p> <p>長野地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい<u>場合には</u>「特別警報」を、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。</p> <p>なお、本市が属する予報区は、長野県北部（一次細分区域）、長野地域（市町村等をまとめた地域）、長野市（二次細分区域）である。</p> <p>また、長野県においては、高潮、波浪に係る特別警報、警報、注意報は発表されない。</p> <p>ア 特別警報</p> <p>大雨、大雪、暴風、暴風雪、<u>波浪、高潮</u>が特に異常であるため<u>によって</u>重大な災害の<u>起こる</u>おそれが著しく大きい<u>場合</u>、その旨を警告して行う予報</p> <p>イ 警報</p> <p>大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、<u>波浪、高潮</u>によって重大な災害の<u>起こる</u>おそれがある<u>場合</u>、その旨を警告して行う予報</p> <p>ウ 注意報</p> <p>大雨、洪水、大雪、強風、<u>波浪、高潮</u>等によって災害が<u>起こる</u>おそれがある<u>場合に</u>、その旨を注意して行う予報</p>																					
	<p>(特別警報・警報・注意報の種類)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい<u>と予想された</u>ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<u>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい<u>と予想された</u>ときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい</td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい	<p>(特別警報・警報・注意報の種類)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。</td> </tr> <tr> <td>大雪特別警報</td> <td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>暴風雪特別警報</td> <td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい</td> </tr> </tbody> </table>	特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい	<p>風-25 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他</p>		
特別警報・警報・注意報の種類	概要																						
特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>																						
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想された</u> ときに発表される。																						
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい																						
特別警報・警報・注意報の種類	概要																						
特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。																						
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																						
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。																						
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい																						

長野市地域防災計画【風水害対策編】新旧対照表

令和5年2月
風水害対策編

No.	新		旧		備考欄
		いと予想されたときに発表される。			
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるとき、大きくいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。			
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。	
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起るおそれのあるときに発表される。	
			着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起るおそれのあるときに発表される。	
			融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。	

長野市地域防災計画【風水害対策編】新旧対照表

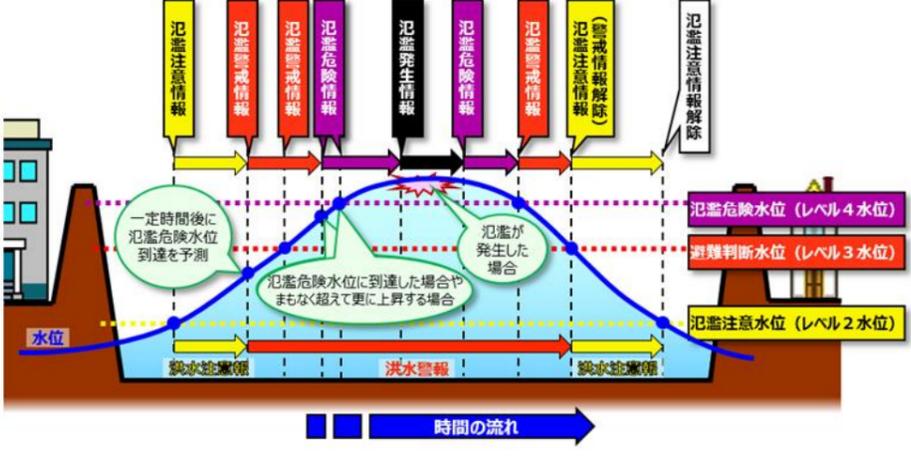
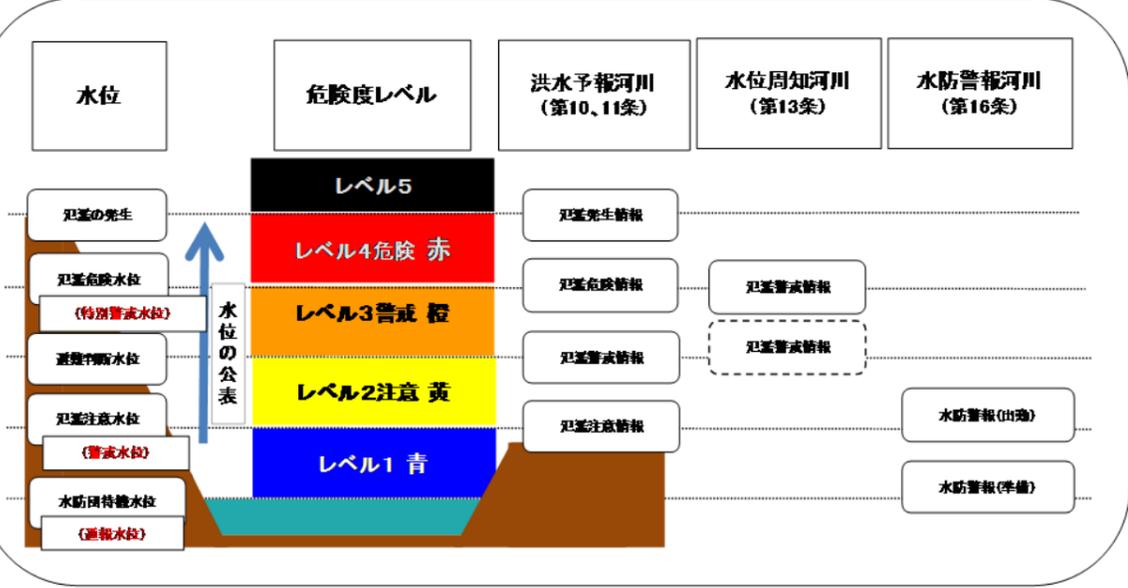
令和5年2月
風水害対策編

No.	新	旧	備考欄																			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="231 216 388 287"></td> <td data-bbox="388 216 626 287"></td> <td data-bbox="626 216 1389 287">表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 287 388 392">着雪注意報</td> <td data-bbox="388 287 626 392"></td> <td data-bbox="626 287 1389 392">著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 392 388 497">融雪注意報</td> <td data-bbox="388 392 626 497"></td> <td data-bbox="626 392 1389 497">融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 497 388 602">霜注意報</td> <td data-bbox="388 497 626 602"></td> <td data-bbox="626 497 1389 602">霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 602 388 737">低温注意報</td> <td data-bbox="388 602 626 737"></td> <td data-bbox="626 602 1389 737">低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。</td> </tr> </table> <p>※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行う。 地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表する。</p>			表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が 発生する おそれのあるときに発表される。	着雪注意報		著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が 発生する おそれのあるときに発表される。	融雪注意報		融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水 害 、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。	霜注意報		霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が 発生する おそれのあるときに発表される。	低温注意報		低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が 発生する おそれがあるとときに発表される。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1418 216 1576 321">霜注意報</td> <td data-bbox="1576 216 2576 321">霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1418 321 1576 455">低温注意報</td> <td data-bbox="1576 321 2576 455">低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。</td> </tr> </table> <p>※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。 ※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。</p>	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が 起こる おそれのあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の 起こる おそれがあるとときに発表される。	
		表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が 発生する おそれのあるときに発表される。																				
着雪注意報		著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が 発生する おそれのあるときに発表される。																				
融雪注意報		融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水 害 、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。																				
霜注意報		霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が 発生する おそれのあるときに発表される。																				
低温注意報		低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が 発生する おそれがあるとときに発表される。																				
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が 起こる おそれのあるときに発表される。																					
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の 起こる おそれがあるとときに発表される。																					
(2) 全般気象情報・関東甲信地方気象情報・長野県気象情報 特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。 雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。	(2) 全般気象情報・関東甲信地方気象情報・長野県気象情報 警報や注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報の内容を補完するために発表する。また、少雨や長雨などに関する情報も、気象情報として発表している。 気象情報も、警報や注意報などと同じように関係行政機関、都道府県や市町村へ伝えられ、防災活動等に利用されるほか、報道機関などを通じて地域住民の方々へ伝えられる。気象情報は、警報や注意報と一体のものとして発表し、内容を補完するなど、防災上重要な情報である。 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。	風-26 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合																				
(3) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。長野市は鬼無里戸隠（鬼無里支所及び戸隠支所管内）と長野（鬼無里戸隠を除く地域）の2つの地域区分により発表される。 なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。	(3) 土砂災害警戒情報 長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごと発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地域の範囲が十分かどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。なお、長野市は鬼無里戸隠（鬼無里支所及び戸隠支所管内）と長野（鬼無里戸隠を除く地域）の2つの地域区分により発表される。	風-26 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合																				
(4) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。	(4) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として当該市町村名を明示して発表する。長野県の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。	風-26 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合																				
(5) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されているときに、県内の「北部・中部・南部」単位で気象庁から発表される。	(5) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている時に、一次細分区域単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目	風-27 長野県地域防災計画、																				

長野市地域防災計画【風水害対策編】新旧対照表

No.	新	旧	備考欄										
	<p><u>なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。</u> <u>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。</u> この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	<p><u>撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を一次細分区域単位で発表する。</u>この情報の有効期間は、発表から1時間である。</p>	<p>長野県水防計画との整合</p>										
	<p><u>(6) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等(新設)</u> <u>警報の危険度分布（キキクル）等の概要は、次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="240 485 1394 1365"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 485 418 520">種類</th> <th data-bbox="418 485 1394 520">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 520 418 800"> <u>土砂キキクル</u> <u>(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u> </td> <td data-bbox="418 520 1394 800"> <p><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 800 418 951"> <u>浸水キキクル</u> <u>(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u> </td> <td data-bbox="418 800 1394 951"> <p><u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 951 418 1245"> <u>洪水キキクル</u> <u>(洪水警報の危険度分布)</u> </td> <td data-bbox="418 951 1394 1245"> <p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1245 418 1365"> <u>流域雨量指数の予測値</u> </td> <td data-bbox="418 1245 1394 1365"> <p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	<u>土砂キキクル</u> <u>(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u>	<p><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 	<u>浸水キキクル</u> <u>(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u>	<p><u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 	<u>洪水キキクル</u> <u>(洪水警報の危険度分布)</u>	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 	<u>流域雨量指数の予測値</u>	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p>		<p>風-27 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合</p>
種類	概要												
<u>土砂キキクル</u> <u>(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u>	<p><u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 												
<u>浸水キキクル</u> <u>(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u>	<p><u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 												
<u>洪水キキクル</u> <u>(洪水警報の危険度分布)</u>	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 												
<u>流域雨量指数の予測値</u>	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p>												

No.	新	旧	備考欄																							
	<p style="text-align: center;">〈気象警報等伝達系統図〉</p> <p>(注) ———は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 ———は、長野地方気象台から気象庁の気象情報伝送処理システム等を経由しての伝達を示す。 - - - -は、オンラインによる伝達を示す。 ———は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。</p>	<p style="text-align: center;">〈気象警報等伝達系統図〉</p> <p>(注) ———は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 ———は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。 - - - -は、オンラインによる伝達を示す。 ———は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。</p>	<p>風一28 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合</p>																							
<p>2 水防法に基づくもの (1) 千曲川・犀川洪水予報 (略)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。<u>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある警戒レベル5に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、<u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき</u>に発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)</td> <td><u>一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</u>に発表される。<u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある警戒レベル5に相当。</u>	氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき</u> に発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)	<u>一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</u> に発表される。 <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	<p>2 水防法に基づくもの (1) 千曲川・犀川洪水予報 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報 (レベル5)</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (レベル4)</td> <td>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、に発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (レベル3)</td> <td>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。<u>避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。</u></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報 (警戒レベル2)</td> <td>氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。<u>氾濫の発生に対する注意を求める段階である。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報 (レベル5)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。	氾濫危険情報 (レベル4)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、に発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。	氾濫警戒情報 (レベル3)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。</u>	洪水注意報	氾濫注意情報 (警戒レベル2)	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>氾濫の発生に対する注意を求める段階である。</u>	<p>風一28 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合</p>
種類	標題	概要																								
洪水警報	氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 <u>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある警戒レベル5に相当。</u>																								
	氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき</u> に発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																								
	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)	<u>一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</u> に発表される。 <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>																								
種類	標題	概要																								
洪水警報	氾濫発生情報 (レベル5)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。																								
	氾濫危険情報 (レベル4)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、に発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。																								
	氾濫警戒情報 (レベル3)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 <u>避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、高齢者等避難の発令の判断の参考とする。</u>																								
洪水注意報	氾濫注意情報 (警戒レベル2)	氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 <u>氾濫の発生に対する注意を求める段階である。</u>																								

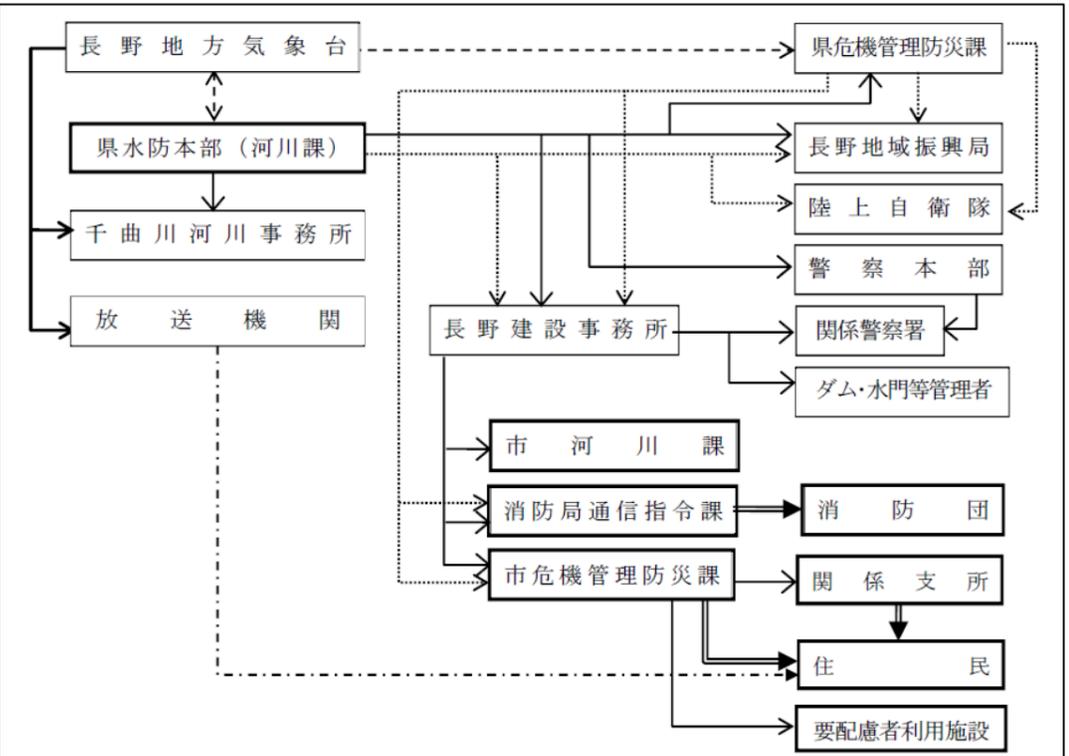
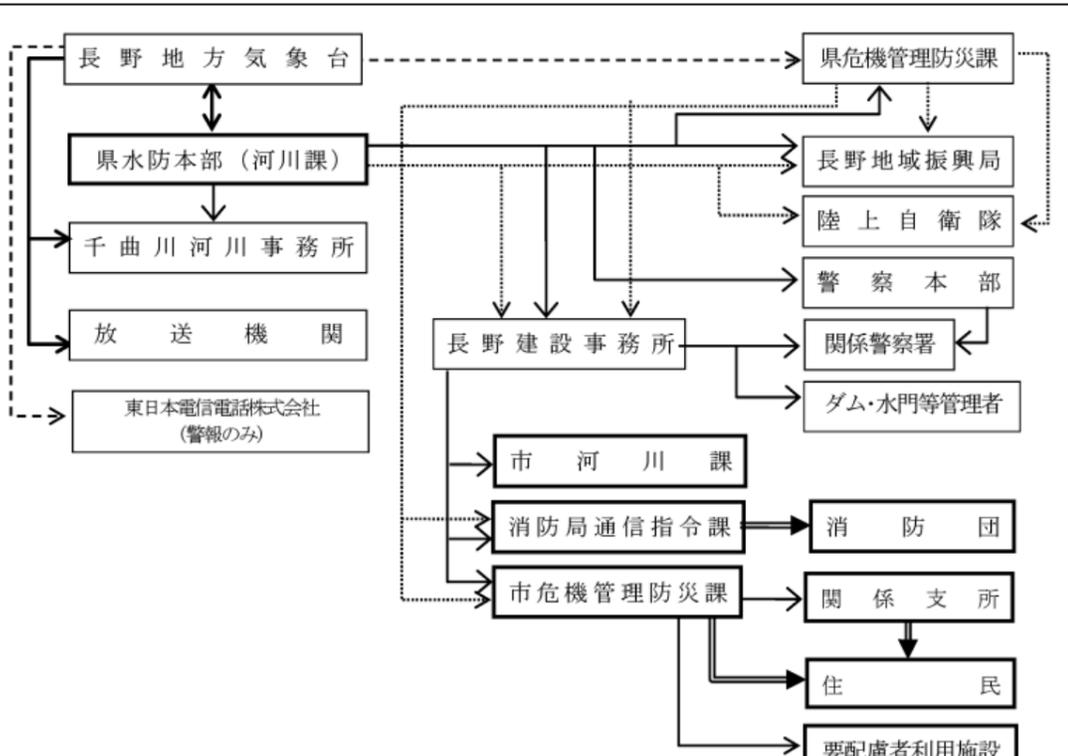
No.	新	旧	備考欄																																								
	<p data-bbox="290 220 1359 457"> 洪水注意報 氾濫注意情報 (警戒レベル2相当) 氾濫注意水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </p> <p data-bbox="578 499 1044 529"> 〈指定河川洪水予報と警戒レベルとの関係〉 </p> <table border="1" data-bbox="350 541 1261 802"> <thead> <tr> <th>洪水予報の標頭(種類)</th> <th>発表基準</th> <th>市町村・住民に求める行動の段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○川氾濫発生情報(洪水警報)</td> <td>氾濫の発生(氾濫水の予報)</td> <td>氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】</td> </tr> <tr> <td>○川氾濫危険情報(洪水警報)</td> <td>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合</td> <td>いつ氾濫してもおかしくない状態、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】</td> </tr> <tr> <td>○川氾濫警戒情報(洪水警報)</td> <td>一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</td> <td>避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】</td> </tr> <tr> <td>○川氾濫注意情報(洪水注意報)</td> <td>氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</td> <td>氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】</td> </tr> </tbody> </table>  <p data-bbox="237 1285 290 1314">(略)</p>	洪水予報の標頭(種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階	○川氾濫発生情報(洪水警報)	氾濫の発生(氾濫水の予報)	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】	○川氾濫危険情報(洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】	○川氾濫警戒情報(洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】	○川氾濫注意情報(洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】	<p data-bbox="1774 256 2220 285"> 〈水位情報及び危険レベルのカラー表示〉 </p>  <p data-bbox="1424 976 1478 1005">(略)</p>																										
洪水予報の標頭(種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階																																									
○川氾濫発生情報(洪水警報)	氾濫の発生(氾濫水の予報)	氾濫水への警戒を求める段階【警戒レベル5相当】																																									
○川氾濫危険情報(洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4相当】																																									
○川氾濫警戒情報(洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3相当】																																									
○川氾濫注意情報(洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2相当】																																									
	<p data-bbox="267 1375 1187 1438"> ア 国土交通大臣が洪水予報を行う河川 国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、次のとおりである。 </p> <p data-bbox="608 1459 1023 1488"> 〈国土交通大臣が洪水予報を行う河川〉 </p> <table border="1" data-bbox="267 1491 1380 1801"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>水位又は流量の予報に関する基準点</th> <th>担当官署名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">信濃川水系</td> <td rowspan="2">千曲川</td> <td>左岸 上田市大字大屋字向川原 (大屋橋)</td> <td rowspan="2">生田 杭瀬下 立ヶ花</td> <td rowspan="4">北陸地方整備局千曲川河川事務所</td> </tr> <tr> <td>右岸 上田市大字大屋字南遠川原 から</td> </tr> <tr> <td>左岸 飯山市大字一山字十二平</td> <td rowspan="2">小市</td> <td rowspan="4">長野地方気象台</td> </tr> <tr> <td>右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">犀川</td> <td>左岸 長野市大字塩生字臥部 (両郡橋)</td> <td rowspan="2">小市</td> <td rowspan="4">長野地方気象台</td> </tr> <tr> <td>右岸 長野市篠ノ井大字小松原字高松 から 幹川合流点 まで</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区域	水位又は流量の予報に関する基準点	担当官署名	信濃川水系	千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原 (大屋橋)	生田 杭瀬下 立ヶ花	北陸地方整備局千曲川河川事務所	右岸 上田市大字大屋字南遠川原 から	左岸 飯山市大字一山字十二平	小市	長野地方気象台	右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 まで	犀川	左岸 長野市大字塩生字臥部 (両郡橋)	小市	長野地方気象台	右岸 長野市篠ノ井大字小松原字高松 から 幹川合流点 まで	<p data-bbox="1454 1375 2374 1438"> ア 国土交通大臣が洪水予報を行う河川 国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川は、次のとおりである。 </p> <p data-bbox="1795 1459 2211 1488"> 〈国土交通大臣が洪水予報を行う河川〉 </p> <table border="1" data-bbox="1454 1491 2567 1801"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>水位又は流量の予報に関する基準点</th> <th>担当官署名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">信濃川水系</td> <td rowspan="2">千曲川</td> <td>左岸 上田市大字大屋字向川原 (大屋橋)</td> <td rowspan="2">生田 杭瀬下 立ヶ花</td> <td rowspan="4">北陸地方整備局千曲川河川事務所</td> </tr> <tr> <td>右岸 上田市大字大屋字南遠川原 から</td> </tr> <tr> <td>左岸 飯山市大字一山字十二平</td> <td rowspan="2">小市</td> <td rowspan="4">長野地方気象台</td> </tr> <tr> <td>右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">犀川</td> <td>左岸 長野市大字塩生字臥部 (両郡橋)</td> <td rowspan="2">小市</td> <td rowspan="4">長野地方気象台</td> </tr> <tr> <td>右岸 長野市篠ノ井小松原字高松 から 千曲川合流点 まで</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区域	水位又は流量の予報に関する基準点	担当官署名	信濃川水系	千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原 (大屋橋)	生田 杭瀬下 立ヶ花	北陸地方整備局千曲川河川事務所	右岸 上田市大字大屋字南遠川原 から	左岸 飯山市大字一山字十二平	小市	長野地方気象台	右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 まで	犀川	左岸 長野市大字塩生字臥部 (両郡橋)	小市	長野地方気象台	右岸 長野市篠ノ井小松原字高松 から 千曲川合流点 まで	<p data-bbox="2597 1407 2671 1470"> 風-30 その他 </p>
水系名	河川名	区域	水位又は流量の予報に関する基準点	担当官署名																																							
信濃川水系	千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原 (大屋橋)	生田 杭瀬下 立ヶ花	北陸地方整備局千曲川河川事務所																																							
		右岸 上田市大字大屋字南遠川原 から																																									
	左岸 飯山市大字一山字十二平	小市	長野地方気象台																																								
	右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 まで																																										
犀川	左岸 長野市大字塩生字臥部 (両郡橋)	小市		長野地方気象台																																							
	右岸 長野市篠ノ井大字小松原字高松 から 幹川合流点 まで																																										
水系名	河川名	区域	水位又は流量の予報に関する基準点		担当官署名																																						
信濃川水系	千曲川	左岸 上田市大字大屋字向川原 (大屋橋)	生田 杭瀬下 立ヶ花		北陸地方整備局千曲川河川事務所																																						
		右岸 上田市大字大屋字南遠川原 から																																									
	左岸 飯山市大字一山字十二平	小市	長野地方気象台																																								
	右岸 下高井郡野沢温泉村大字平林字広見 まで																																										
犀川	左岸 長野市大字塩生字臥部 (両郡橋)	小市		長野地方気象台																																							
	右岸 長野市篠ノ井小松原字高松 から 千曲川合流点 まで																																										

長野市地域防災計画【風水害対策編】新旧対照表

令和5年2月
風水害対策編

No.	新	旧	備考欄
	<p style="text-align: center;">〈洪水予報の伝達系統図〉</p> <p style="text-align: center;">〈洪水予報の伝達系統図〉</p> <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 ——— は、長野地方気象台から気象庁の気象情報伝送処理システム等を経由しての伝達を示す。 - - - - は、オンライン又は電子メールによる伝達を示す。 = = = = は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。 は、その他により伝達を示す。</p>	<p style="text-align: center;">〈洪水予報の伝達系統図〉</p> <p style="text-align: center;">〈洪水予報の伝達系統図〉</p> <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 ——— は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。 - - - - は、オンライン又は電子メールによる伝達を示す。 = = = = は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。</p>	<p>風-31 その他</p>

長野市地域防災計画【風水害対策編】新旧対照表

No.	新	旧	備考欄																																		
	<p>イ 県知事が洪水予報を行う河川 (略)</p> <p style="text-align: center;">〈洪水予報の伝達系統図〉</p>  <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 ——— は、長野地方気象台から気象庁の気象情報伝送処理システム等を経由しての伝達を示す。 - - - - は、オンラインによる伝達を示す。 = = = = は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。 - - - - は、その他により伝達を示す。</p>	<p>イ 県知事が洪水予報を行う河川 (略)</p> <p style="text-align: center;">〈洪水予報の伝達系統図〉</p>  <p>(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。 ——— は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。 - - - - は、オンラインによる伝達を示す。 = = = = は、総合防災情報システムからの電子メールなどによる伝達を示す。</p>	<p>風-32 その他</p>																																		
	<p>(3) 水防警報 (略)</p> <p style="text-align: center;">〈水防警報の種類〉</p> <table border="1" data-bbox="296 1459 1350 1795"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>段階</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">水防警報</td> <td>準備</td> <td>雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき</td> <td>水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び消防団(水防団)の幹部の出勤</td> </tr> <tr> <td>出勤</td> <td>水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき</td> <td>消防団員の出勤</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき</td> <td>水防活動の終了</td> </tr> <tr> <td>状況</td> <td>出勤が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき</td> <td>水位、雨量等水防活動が必要な状況</td> </tr> </tbody> </table>	種類	段階	発表基準	内容	水防警報	準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき	水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び消防団(水防団)の幹部の出勤	出勤	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき	消防団員の出勤	解除	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき	水防活動の終了	状況	出勤が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき	水位、雨量等水防活動が必要な状況	<p>(3) 水防警報 (略)</p> <p style="text-align: center;">〈水防警報の種類〉</p> <table border="1" data-bbox="1484 1459 2537 1795"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>段階</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">水防警報</td> <td>準備</td> <td>雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき</td> <td>雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき</td> </tr> <tr> <td>出勤</td> <td>水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき</td> <td>水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき</td> </tr> <tr> <td>状況</td> <td>出勤が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき</td> <td>出勤が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき</td> <td>水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	段階	発表基準	内容	水防警報	準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき	出勤	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき	状況	出勤が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき	出勤が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき	解除	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき	<p>風-34 その他</p>
種類	段階	発表基準	内容																																		
水防警報	準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき	水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び消防団(水防団)の幹部の出勤																																		
	出勤	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき	消防団員の出勤																																		
	解除	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき	水防活動の終了																																		
	状況	出勤が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき	水位、雨量等水防活動が必要な状況																																		
種類	段階	発表基準	内容																																		
水防警報	準備	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき	雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき																																		
	出勤	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき																																		
	状況	出勤が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき	出勤が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき																																		
	解除	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき																																		
	<p>ア 国土交通大臣が水防警報を行う河川 (略)</p>	<p>ア 国土交通大臣が水防警報を行う河川 (略)</p>	<p>風-36 その他</p>																																		

No.	新	旧	備考欄																																															
	<p>(削除)</p> <p>イ 県知事が水防警報を行う河川 (略)</p> <p style="text-align: center;">〈水防警報の段階と範囲〉</p> <table border="1" data-bbox="296 745 1359 1003"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">水防警報の 発令段階</td> <td>第1段階</td> <td>準備</td> <td>水防資材及び器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び消防団（水防団）の幹部の出動</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>出動</td> <td>消防団員（水防団員）の出動</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>解除</td> <td>水防活動の終了</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>状況</td> <td>水位、雨量等水防活動が必要な状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	水防警報の 発令段階	第1段階	準備	水防資材及び器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び消防団（水防団）の幹部の出動	第2段階	出動	消防団員（水防団員）の出動	第3段階	解除	水防活動の終了	その他	状況	水位、雨量等水防活動が必要な状況				<p style="text-align: center;">〈水防警報の段階と範囲〉</p> <table border="1" data-bbox="1484 247 2567 577"> <tr> <th>段階</th> <th>内 容</th> <th>範 囲</th> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び水防団（消防団）の幹部の出動</td> <td>水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれのあるとき</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防団員（消防団員）の出動</td> <td>氾濫注意水位以上に上昇するおそれのあるときで、氾濫注意水位に達すると予想される時</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動の終了</td> <td>氾濫注意水位以下に下がり水防作業の必要がなくなったとき</td> </tr> <tr> <td>状況</td> <td>水位、雨量等水防活動に必要な状況</td> <td>水防活動に必要なとき</td> </tr> </table> <p>イ 県知事が水防警報を行う河川 (略)</p> <p style="text-align: center;">〈水防警報の段階と範囲〉</p> <table border="1" data-bbox="1484 745 2546 1003"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">水防警報の 発令段階</td> <td>第1段階</td> <td>準備</td> <td>水防資材及び器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び水防団（消防団）の幹部の出動</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>出動</td> <td>水防団員（消防団員）の出動</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>解除</td> <td>水防活動の終了</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>状況</td> <td>水位、雨量等水防活動が必要な状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	段階	内 容	範 囲	準備	水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び水防団（消防団）の幹部の出動	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれのあるとき	出動	水防団員（消防団員）の出動	氾濫注意水位以上に上昇するおそれのあるときで、氾濫注意水位に達すると予想される時	解除	水防活動の終了	氾濫注意水位以下に下がり水防作業の必要がなくなったとき	状況	水位、雨量等水防活動に必要な状況	水防活動に必要なとき	水防警報の 発令段階	第1段階	準備	水防資材及び器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び水防団（消防団）の幹部の出動	第2段階	出動	水防団員（消防団員）の出動	第3段階	解除	水防活動の終了	その他	状況	水位、雨量等水防活動が必要な状況				
水防警報の 発令段階	第1段階		準備	水防資材及び器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び消防団（水防団）の幹部の出動																																														
	第2段階		出動	消防団員（水防団員）の出動																																														
	第3段階		解除	水防活動の終了																																														
	その他		状況	水位、雨量等水防活動が必要な状況																																														
段階	内 容	範 囲																																																
準備	水防資器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び水防団（消防団）の幹部の出動	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれのあるとき																																																
出動	水防団員（消防団員）の出動	氾濫注意水位以上に上昇するおそれのあるときで、氾濫注意水位に達すると予想される時																																																
解除	水防活動の終了	氾濫注意水位以下に下がり水防作業の必要がなくなったとき																																																
状況	水位、雨量等水防活動に必要な状況	水防活動に必要なとき																																																
水防警報の 発令段階	第1段階	準備	水防資材及び器材の整備・点検、水門等の開閉の準備及び水防団（消防団）の幹部の出動																																															
	第2段階	出動	水防団員（消防団員）の出動																																															
	第3段階	解除	水防活動の終了																																															
	その他	状況	水位、雨量等水防活動が必要な状況																																															
	<p>3 消防法に基づくもの (1) 火災気象通報 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて長野市や長野消防本部に伝達される。</p> <p style="text-align: center;">〈火災気象通報〉</p> <table border="1" data-bbox="296 1207 1359 1417"> <tr> <th>区 分</th> <th>発表基準</th> </tr> <tr> <td>火災気象通報</td> <td>長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。</td> </tr> </table>	区 分	発表基準	火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。	<p>3 消防法に基づくもの (1) 火災気象通報 消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて長野市や長野消防本部に伝達される。</p> <p style="text-align: center;">〈火災気象通報〉</p> <table border="1" data-bbox="1484 1207 2546 1459"> <tr> <th>区 分</th> <th>発表基準</th> </tr> <tr> <td>火災気象通報</td> <td>気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたとき ○実効湿度が55%以下でかつ最小湿度が20%以下になる見込みのとき ○実効湿度が60%以下でかつ最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき ○平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪のときには通報しないことがある）</td> </tr> </table>	区 分	発表基準	火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたとき ○実効湿度が55%以下でかつ最小湿度が20%以下になる見込みのとき ○実効湿度が60%以下でかつ最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき ○平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪のときには通報しないことがある）	<p>風-37 その他</p>																																							
区 分	発表基準																																																	
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。																																																	
区 分	発表基準																																																	
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたとき ○実効湿度が55%以下でかつ最小湿度が20%以下になる見込みのとき ○実効湿度が60%以下でかつ最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき ○平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪のときには通報しないことがある）																																																	
<p>風-8</p>	<p>4 その他の情報 (1) ダム放流時の対応 ア 裾花川系ダム 裾花川に設置されている3か所のダム（奥裾花、裾花、湯ノ瀬）では、降雨時（降雨前）にダム内の水位上昇を抑制するため放流（予備放流）を行う。放流が行われると、裾花川の水位が上昇し水勢が強くなることから河川敷内において人的な被害が発生するおそれがあるため、ダム管理事務所より通知を受けたときは、危機管理防災課は、「裾花系ダム放流時の対応マニュアル」により対応する。 イ 犀川系ダム 犀川に設置されている5か所のダム（生坂、平、水内、笹平、小田切）では、降雨時（降雨前）にダム内の水位上昇を抑制するため放流（予備放流）を行う。水内ダムにて毎秒800トンを超える放流が行われる場合、今後の対策を検討するため、東京電力犀川事業所より通知を受けたときは、信州新町支所は、「犀川警戒配備基準」により対応する。</p>	<p>4 その他の情報 (1) ダム放流時の対応 ア 裾花川系ダム 裾花川に設置されている3か所のダムでは、降雨時（降雨前）にダム内の水位上昇を抑制するため放流（予備放流）を行う。放流が行われると、裾花川の水位が上昇し水勢が強くなることから河川敷内において人的な被害が発生するおそれがあるため、ダム管理事務所より通知を受けたときは、危機管理防災課は、「裾花系ダム放流時の対応マニュアル」により対応する。 イ 犀川系ダム 犀川に設置されている5か所のダムでは、降雨時（降雨前）にダム内の水位上昇を抑制するため放流（予備放流）を行う。水内ダムにて毎秒800トンを超える放流が行われる場合、今後の対策を検討するため、東京電力犀川事業所より通知を受けたときは、信州新町支所は、「犀川警戒配備基準」により対応する。</p>																																																

No.	新	旧	備考欄																																																				
風-9	<p>第3節 非常参集職員の活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 職員の動員配備</td> <td>総務部本部班・情報システム班・職員班</td> </tr> <tr> <td>第2 災害対策本部の設置</td> <td>総務部本部班・総務班・情報システム班・行政DX推進班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、企画政策部秘書班</td> </tr> <tr> <td>第3 災害対策本部の運営</td> <td>総務部本部班・情報システム班</td> </tr> <tr> <td>第4 災害対策本部の廃止</td> <td>総務部本部班・情報システム班</td> </tr> <tr> <td>第5 災害対策の適用範囲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6 災害警戒本部の設置</td> <td>総務部本部班・総務班・情報システム班・行政DX推進班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班</td> </tr> <tr> <td>第7 災害警戒本部の運営</td> <td>班</td> </tr> <tr> <td>第8 災害警戒本部の廃止</td> <td>総務部本部班・情報システム班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 職員の動員配備	総務部本部班・情報システム班・職員班	第2 災害対策本部の設置	総務部本部班・総務班・情報システム班・行政DX推進班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、企画政策部秘書班	第3 災害対策本部の運営	総務部本部班・情報システム班	第4 災害対策本部の廃止	総務部本部班・情報システム班	第5 災害対策の適用範囲		第6 災害警戒本部の設置	総務部本部班・総務班・情報システム班・行政DX推進班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班	第7 災害警戒本部の運営	班	第8 災害警戒本部の廃止	総務部本部班・情報システム班	<p>第3節 非常参集職員の活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 職員の動員配備</td> <td>総務部本部班・情報政策班・職員班</td> </tr> <tr> <td>第2 災害対策本部の設置</td> <td>総務部本部班・庶務班・情報政策班・行政管理班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、企画政策部秘書班</td> </tr> <tr> <td>第3 災害対策本部の運営</td> <td>総務部本部班・情報政策班</td> </tr> <tr> <td>第4 災害対策本部の廃止</td> <td>総務部本部班・情報政策班</td> </tr> <tr> <td>第5 災害対策の適用範囲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6 災害警戒本部の設置</td> <td>総務部本部班・庶務班・情報政策班・行政管理班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班</td> </tr> <tr> <td>第7 災害警戒本部の運営</td> <td>班</td> </tr> <tr> <td>第8 災害警戒本部の廃止</td> <td>総務部本部班・情報政策班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 職員の動員配備	総務部本部班・情報政策班・職員班	第2 災害対策本部の設置	総務部本部班・庶務班・情報政策班・行政管理班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、企画政策部秘書班	第3 災害対策本部の運営	総務部本部班・情報政策班	第4 災害対策本部の廃止	総務部本部班・情報政策班	第5 災害対策の適用範囲		第6 災害警戒本部の設置	総務部本部班・庶務班・情報政策班・行政管理班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班	第7 災害警戒本部の運営	班	第8 災害警戒本部の廃止	総務部本部班・情報政策班	風-40 その他																
項目	担当																																																						
第1 職員の動員配備	総務部本部班・情報システム班・職員班																																																						
第2 災害対策本部の設置	総務部本部班・総務班・情報システム班・行政DX推進班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、企画政策部秘書班																																																						
第3 災害対策本部の運営	総務部本部班・情報システム班																																																						
第4 災害対策本部の廃止	総務部本部班・情報システム班																																																						
第5 災害対策の適用範囲																																																							
第6 災害警戒本部の設置	総務部本部班・総務班・情報システム班・行政DX推進班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班																																																						
第7 災害警戒本部の運営	班																																																						
第8 災害警戒本部の廃止	総務部本部班・情報システム班																																																						
項目	担当																																																						
第1 職員の動員配備	総務部本部班・情報政策班・職員班																																																						
第2 災害対策本部の設置	総務部本部班・庶務班・情報政策班・行政管理班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、企画政策部秘書班																																																						
第3 災害対策本部の運営	総務部本部班・情報政策班																																																						
第4 災害対策本部の廃止	総務部本部班・情報政策班																																																						
第5 災害対策の適用範囲																																																							
第6 災害警戒本部の設置	総務部本部班・庶務班・情報政策班・行政管理班・職員研修所班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班																																																						
第7 災害警戒本部の運営	班																																																						
第8 災害警戒本部の廃止	総務部本部班・情報政策班																																																						
風-10	<p>第1 職員の動員配備</p> <p>風水害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、次の基準による配備態勢をとり、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施する体制を確立する。<u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>〈配備基準（風水害）〉 配備体制の欄 農業土木課 → 農地整備課</p>	<p>第1 職員の動員配備</p> <p>風水害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、次の基準による配備態勢をとり、迅速かつ的確な災害応急対策活動を実施する体制を確立する。</p>	風-40 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合																																																				
風-11	<p>第12節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急仮設住宅の確保活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難の基本方針</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 自主避難</td> <td>総務部本部班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班</td> </tr> <tr> <td>第3 河川における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令</td> <td>総務部本部班・情報システム班、保健福祉部福祉政策班・高齢者活躍支援班・介護保険班・障害福祉班、保健所健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団</td> </tr> <tr> <td>第4 土砂災害における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令</td> <td>総務部本部班・情報システム班、保健福祉部福祉政策班・高齢者活躍支援班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班</td> </tr> <tr> <td>第5 警戒区域の設定</td> <td>地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班</td> </tr> <tr> <td>第6 避難誘導活動</td> <td>地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班</td> </tr> <tr> <td>第7 避難所の開設・受入れ</td> <td>地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班</td> </tr> <tr> <td>第8 避難所の運営</td> <td>地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>第9 被災者等の把握と的確な情報伝達</td> <td>企画政策部交通政策班、商工観光部観光振興班</td> </tr> <tr> <td>第10 帰宅困難者への措置</td> <td>教育部総務班</td> </tr> <tr> <td>第11 避難所の統合・廃止</td> <td>建設部住宅班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第12 公営住宅等の確保</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 避難の基本方針		第2 自主避難	総務部本部班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班	第3 河川における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令	総務部本部班・情報システム班、保健福祉部福祉政策班・高齢者活躍支援班・介護保険班・障害福祉班、保健所健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団	第4 土砂災害における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令	総務部本部班・情報システム班、保健福祉部福祉政策班・高齢者活躍支援班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班	第5 警戒区域の設定	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班	第6 避難誘導活動	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班	第7 避難所の開設・受入れ	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班	第8 避難所の運営	地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班	第9 被災者等の把握と的確な情報伝達	企画政策部交通政策班、商工観光部観光振興班	第10 帰宅困難者への措置	教育部総務班	第11 避難所の統合・廃止	建設部住宅班、都市整備部各班	第12 公営住宅等の確保		<p>第12節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難に関する責務等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 避難行動（安全確保行動）の考え方</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 河川における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令</td> <td>総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、保健所健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団</td> </tr> <tr> <td>第4 土砂災害における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令</td> <td>総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班</td> </tr> <tr> <td>第5 警戒区域の設定</td> <td>地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班</td> </tr> <tr> <td>第6 避難誘導活動</td> <td>地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班</td> </tr> <tr> <td>第7 避難所の開設・受入れ</td> <td>地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班</td> </tr> <tr> <td>第8 避難所の運営</td> <td>都市整備部交通政策班、商工観光部観光振興班</td> </tr> <tr> <td>第9 被災者等の把握と的確な情報伝達</td> <td>教育部総務班</td> </tr> <tr> <td>第10 帰宅困難者への措置</td> <td>建設部住宅班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第11 避難所の統合・廃止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第12 公営住宅等の確保</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 避難に関する責務等		第2 避難行動（安全確保行動）の考え方		第3 河川における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、保健所健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団	第4 土砂災害における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班	第5 警戒区域の設定	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班	第6 避難誘導活動	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班	第7 避難所の開設・受入れ	地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班	第8 避難所の運営	都市整備部交通政策班、商工観光部観光振興班	第9 被災者等の把握と的確な情報伝達	教育部総務班	第10 帰宅困難者への措置	建設部住宅班、都市整備部各班	第11 避難所の統合・廃止		第12 公営住宅等の確保		風-47 その他
項目	担当																																																						
第1 避難の基本方針																																																							
第2 自主避難	総務部本部班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班																																																						
第3 河川における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令	総務部本部班・情報システム班、保健福祉部福祉政策班・高齢者活躍支援班・介護保険班・障害福祉班、保健所健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団																																																						
第4 土砂災害における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令	総務部本部班・情報システム班、保健福祉部福祉政策班・高齢者活躍支援班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班																																																						
第5 警戒区域の設定	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班																																																						
第6 避難誘導活動	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班																																																						
第7 避難所の開設・受入れ	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班																																																						
第8 避難所の運営	地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班																																																						
第9 被災者等の把握と的確な情報伝達	企画政策部交通政策班、商工観光部観光振興班																																																						
第10 帰宅困難者への措置	教育部総務班																																																						
第11 避難所の統合・廃止	建設部住宅班、都市整備部各班																																																						
第12 公営住宅等の確保																																																							
項目	担当																																																						
第1 避難に関する責務等																																																							
第2 避難行動（安全確保行動）の考え方																																																							
第3 河川における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、保健所健康班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団																																																						
第4 土砂災害における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令	総務部本部班・情報政策班、保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、消防部消防署班、消防団、都市整備部公園緑地班																																																						
第5 警戒区域の設定	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班																																																						
第6 避難誘導活動	地域・市民生活部地域活動支援班・支所班、教育部各班、文化スポーツ振興部各班、財政部市民税班・資産税班・収納班、保健福祉部福祉政策班、保健所部健康班																																																						
第7 避難所の開設・受入れ	地域・市民生活部市民窓口班、企画政策部広報広聴班、総務部本部班																																																						
第8 避難所の運営	都市整備部交通政策班、商工観光部観光振興班																																																						
第9 被災者等の把握と的確な情報伝達	教育部総務班																																																						
第10 帰宅困難者への措置	建設部住宅班、都市整備部各班																																																						
第11 避難所の統合・廃止																																																							
第12 公営住宅等の確保																																																							

No.	新	旧	備考欄								
	<table border="1"> <tr> <td>第13 応急仮設住宅</td> <td>建設部住宅班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第14 住宅の応急修理</td> <td>建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班</td> </tr> </table>	第13 応急仮設住宅	建設部住宅班、都市整備部各班	第14 住宅の応急修理	建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班	<table border="1"> <tr> <td>第13 応急仮設住宅</td> <td>建設部住宅班、都市整備部各班</td> </tr> <tr> <td>第14 住宅の応急修理</td> <td>建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班</td> </tr> </table>	第13 応急仮設住宅	建設部住宅班、都市整備部各班	第14 住宅の応急修理	建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班	
第13 応急仮設住宅	建設部住宅班、都市整備部各班										
第14 住宅の応急修理	建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班										
第13 応急仮設住宅	建設部住宅班、都市整備部各班										
第14 住宅の応急修理	建設部建築指導班・建築班、都市整備部各班										
風-12	<p>第1 避難の基本方針</p> <p>1 避難の基本方針 風水害時における避難の基本方針は、次のとおりである。</p> <p>(1) 台風の接近等により危険が想定される場合は、時間的余裕をもって、市から住民へ、災害への注意を呼びかける。 住民は、自主的な判断により、安全な親戚・知人宅、各自が確保したホテル・旅館、地区で自主的に開設した避難所（自主避難所）等に避難する。</p> <p>(2) 警戒レベル3相当情報が発表され、浸水、土砂災害等の危険がある場合は、危険区域に居住する住民の避難準備及び高齢者等の避難を促すために、市は高齢者等避難を発令し、指定避難所を開設する。 避難に時間を要する高齢者等は、市が開設した指定避難所、安全な親戚・知人宅、各自が確保したホテル・旅館、地区で自主的に開設した避難所（自主避難所）等に避難する。</p> <p>(3) 警戒レベル4相当情報が発表され、浸水、土砂災害等の危険がある場合は、危険区域に居住する住民等に対し、市は避難指示を発令する。 住民は、市が開設した指定避難所、安全な親戚・知人宅、各自が確保したホテル・旅館、地区で自主的に開設した避難所（自主避難所）等に避難する。</p> <p>(4) 警戒レベル5相当情報の発表、または災害が発生・切迫した場合は、危険区域に居住する住民に対し、市は緊急安全確保を発令する。 住民は、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等をする。（崖から離れた部屋への移動、上層階に留まる等）</p> <p>2 避難指示等の種類 市が発令する避難指示等の種類は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難【警戒レベル3】</td> <td>避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。</td> </tr> <tr> <td>避難指示【警戒レベル4】</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。</td> </tr> <tr> <td>緊急安全確保【警戒レベル5】</td> <td>避難所等への避難が安全にできない場合に、自宅、近隣の頑丈な建物にて緊急的に安全を確保するよう促す。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	高齢者等避難【警戒レベル3】	避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。	避難指示【警戒レベル4】	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。	緊急安全確保【警戒レベル5】	避難所等への避難が安全にできない場合に、自宅、近隣の頑丈な建物にて緊急的に安全を確保するよう促す。	<p>第1 避難に関する責務等</p> <p>1 市の責務 市長は、関係機関からの情報や、自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難情報を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。そのため、具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備等を行わなければならない。 また、避難情報がどのような考え方に基いているのか、居住地等にどのような災害リスクがあるか、どのような時にどのような行動をとるべきか等について、居住者等一人ひとりや施設管理者等が理解し、災害時に適時的確な避難行動をとることができるとともに、施設管理者等が施設利用者の避難支援を判断できるよう、日頃から周知徹底を図る取組を行う。</p> <p>第2 避難行動（安全確保行動）の考え方</p> <p>1 避難の目的 「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。 身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握し、準備・訓練等しておく。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか ③ どのタイミングで避難行動をとれば良いか <p>2 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保） 居住者・施設管理者等は、ハザードマップ等を基に、避難指示等が発令された時の避難行動をあらかじめ考えておく必要がある。身の安全を確保するためにとる行動全てが避難行動であるが、指令緊急避難場所や安全な親戚や知人宅等に避難する立退き避難が避難行動の基本となる。それらの安全性を各災害のハザードマップ等であらかじめ確認しておくとともに、その場所までの移動時間を考慮して自ら避難行動開始のタイミングを考えておく。 また、避難行動で分類される「立退き避難」「屋外安全確保」「緊急安全確保」は、以下のとおりとして整理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「立退き避難」 安全な場所への避難とし、指定緊急避難場所や安全な自主避難先への移動等 ② 「屋内安全確保」 安全な自宅・施設等で、安全な上階への移動や安全な上層階に留まる等 ③ 「緊急安全確保」 安全とは限らない自宅・施設等で上階への移動や上層階に留まる、崖から離れた部屋に移動する、また、近くに高く堅ろうな建物があって、自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合等に身の安全を緊急的に確保する行動等 	<p>風-47 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等</p> <p>風-48 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等</p>
種類	内容										
高齢者等避難【警戒レベル3】	避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。										
避難指示【警戒レベル4】	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。										
緊急安全確保【警戒レベル5】	避難所等への避難が安全にできない場合に、自宅、近隣の頑丈な建物にて緊急的に安全を確保するよう促す。										

No.	新	旧	備考欄																								
		<p style="text-align: center;">— 避難行動の整理表 —</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>避難行動</th> <th>避難先 (詳細)</th> <th>災害発生が平常にあらからぬ場合・準備すべきことの例</th> <th>リードタイム^{※1}の確保の取組</th> <th>避難行動をとる避難場所</th> <th>避難行動が開始する災害種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急安全確保</td> <td>・安全とは限らない ・上階への移動 ・崖から離れた部屋に移動 ・避難の建物 (高層建築物が近隣にあると限らない)</td> <td>・避難に災害が原因と発生した場合に備え、自治体・施設等及び近隣でとりうる策に準じた安全を確保するための行動を確保 等</td> <td>リードタイムを確保できないと考えられる時に とらざるべき行動</td> <td>警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避難場所のみ発生)</td> <td>洪水等 土砂災害 津波</td> </tr> <tr> <td>立退き避難</td> <td>・指定緊急避難場所 (小中学校・公民館、マンション・ビル等の民間施設、集合・賃貸建物 (賃貸用マンション等)) ・安全な自主避難先 (親戚・知人宅、ホテル・旅館等) 等</td> <td>・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持出品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等</td> <td>リードタイムを確保可能な時に とるべき行動 (※津波は実地的に発生するため、リードタイムの確保の可否は限りに異なる)</td> <td>警戒レベル3 避難場所等避難 警戒レベル4 避難場所 (※津波は避難場所のみ発生)</td> <td>洪水等 土砂災害 津波</td> </tr> <tr> <td>屋内安全確保</td> <td>・安全な上階への移動 ※「上階への移動」は、あらかじめ避難先を確認し、避難先が安全であることを確認し、かつ、洪水による土砂災害^{※2}を回避できるかを確認 ・自治体・地域と連携して避難に関する協力を確保 等</td> <td>・ハザードマップ等で災害危険区域、浸水区域、洪水危険箇所等を把握し、自治体・施設等自身の安全を確保でき、かつ、洪水による土砂災害^{※2}を回避できるかを確認 ・自治体・地域と連携して避難に関する協力を確保 等</td> <td>リードタイムを確保可能な時に とり得る行動</td> <td>警戒レベル3 避難場所等避難 警戒レベル4 避難場所</td> <td>洪水等 津波 (土砂災害と津波は、自治体・施設等が外力により誘発する恐れがあるため立退き避難が原則)</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保できない場合は、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了させることが望ましい。 ※2 土砂災害：水、土、砂、泥等の災害が発生し、電線、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ</small></p> <p style="text-align: center; color: red;">内閣府「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)</p>	避難行動	避難先 (詳細)	災害発生が平常にあらからぬ場合・準備すべきことの例	リードタイム ^{※1} の確保の取組	避難行動をとる避難場所	避難行動が開始する災害種別	緊急安全確保	・安全とは限らない ・上階への移動 ・崖から離れた部屋に移動 ・避難の建物 (高層建築物が近隣にあると限らない)	・避難に災害が原因と発生した場合に備え、自治体・施設等及び近隣でとりうる策に準じた安全を確保するための行動を確保 等	リードタイムを確保できないと考えられる時に とらざるべき行動	警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避難場所のみ発生)	洪水等 土砂災害 津波	立退き避難	・指定緊急避難場所 (小中学校・公民館、マンション・ビル等の民間施設、集合・賃貸建物 (賃貸用マンション等)) ・安全な自主避難先 (親戚・知人宅、ホテル・旅館等) 等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持出品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時に とるべき行動 (※津波は実地的に発生するため、リードタイムの確保の可否は限りに異なる)	警戒レベル3 避難場所等避難 警戒レベル4 避難場所 (※津波は避難場所のみ発生)	洪水等 土砂災害 津波	屋内安全確保	・安全な上階への移動 ※「上階への移動」は、あらかじめ避難先を確認し、避難先が安全であることを確認し、かつ、洪水による土砂災害 ^{※2} を回避できるかを確認 ・自治体・地域と連携して避難に関する協力を確保 等	・ハザードマップ等で災害危険区域、浸水区域、洪水危険箇所等を把握し、自治体・施設等自身の安全を確保でき、かつ、洪水による土砂災害 ^{※2} を回避できるかを確認 ・自治体・地域と連携して避難に関する協力を確保 等	リードタイムを確保可能な時に とり得る行動	警戒レベル3 避難場所等避難 警戒レベル4 避難場所	洪水等 津波 (土砂災害と津波は、自治体・施設等が外力により誘発する恐れがあるため立退き避難が原則)	
避難行動	避難先 (詳細)	災害発生が平常にあらからぬ場合・準備すべきことの例	リードタイム ^{※1} の確保の取組	避難行動をとる避難場所	避難行動が開始する災害種別																						
緊急安全確保	・安全とは限らない ・上階への移動 ・崖から離れた部屋に移動 ・避難の建物 (高層建築物が近隣にあると限らない)	・避難に災害が原因と発生した場合に備え、自治体・施設等及び近隣でとりうる策に準じた安全を確保するための行動を確保 等	リードタイムを確保できないと考えられる時に とらざるべき行動	警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避難場所のみ発生)	洪水等 土砂災害 津波																						
立退き避難	・指定緊急避難場所 (小中学校・公民館、マンション・ビル等の民間施設、集合・賃貸建物 (賃貸用マンション等)) ・安全な自主避難先 (親戚・知人宅、ホテル・旅館等) 等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持出品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時に とるべき行動 (※津波は実地的に発生するため、リードタイムの確保の可否は限りに異なる)	警戒レベル3 避難場所等避難 警戒レベル4 避難場所 (※津波は避難場所のみ発生)	洪水等 土砂災害 津波																						
屋内安全確保	・安全な上階への移動 ※「上階への移動」は、あらかじめ避難先を確認し、避難先が安全であることを確認し、かつ、洪水による土砂災害 ^{※2} を回避できるかを確認 ・自治体・地域と連携して避難に関する協力を確保 等	・ハザードマップ等で災害危険区域、浸水区域、洪水危険箇所等を把握し、自治体・施設等自身の安全を確保でき、かつ、洪水による土砂災害 ^{※2} を回避できるかを確認 ・自治体・地域と連携して避難に関する協力を確保 等	リードタイムを確保可能な時に とり得る行動	警戒レベル3 避難場所等避難 警戒レベル4 避難場所	洪水等 津波 (土砂災害と津波は、自治体・施設等が外力により誘発する恐れがあるため立退き避難が原則)																						
<p>3 避難先 避難先は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">避難先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">立退き避難</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市指定の緊急避難場所 地区で定めた安全な自主避難所 安全な親戚・知人宅、安全なホテル・旅館等 (各自が確保) 屋内安全確保 (安全な自宅、施設等に留まる (ハザードマップで安全を確認)) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">緊急安全確保</td> <td> <p>立退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねない場合は、少しでも命が助かる可能性の高い行動として、「緊急安全確保」を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自宅の上の階への移動 崖から離れた部屋への移動 </td> </tr> </tbody> </table>	種類	避難先	立退き避難	<ul style="list-style-type: none"> 市指定の緊急避難場所 地区で定めた安全な自主避難所 安全な親戚・知人宅、安全なホテル・旅館等 (各自が確保) 屋内安全確保 (安全な自宅、施設等に留まる (ハザードマップで安全を確認)) 	緊急安全確保	<p>立退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねない場合は、少しでも命が助かる可能性の高い行動として、「緊急安全確保」を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自宅の上の階への移動 崖から離れた部屋への移動 	<p style="text-align: center; color: red;">〈風水害時の避難方法〉</p>	<p>風-48 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等</p>																			
種類	避難先																										
立退き避難	<ul style="list-style-type: none"> 市指定の緊急避難場所 地区で定めた安全な自主避難所 安全な親戚・知人宅、安全なホテル・旅館等 (各自が確保) 屋内安全確保 (安全な自宅、施設等に留まる (ハザードマップで安全を確認)) 																										
緊急安全確保	<p>立退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねない場合は、少しでも命が助かる可能性の高い行動として、「緊急安全確保」を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自宅の上の階への移動 崖から離れた部屋への移動 																										
<p>風-13</p>	<p>第2 河川における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令 1 避難指示等の発令</p>	<p>第3 河川における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令 1 避難指示等の発令</p>	<p>風-48 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合</p>																								

長野市地域防災計画【風水害対策編】新旧対照表

No.	新	旧	備考欄																												
	<p>(略)</p> <p>〈河川氾濫に対する避難指示等の判断基準〉</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 302 388 373">避難情報 (警戒レベル)</td> <td data-bbox="388 302 1377 373">判断基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 373 388 407">自主避難</td> <td data-bbox="388 373 1377 407">○強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 407 388 1199">高齢者等避難 (警戒レベル3)</td> <td data-bbox="388 407 1377 1199"> ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表され、かつ水位予測において引き続きの水位が見込まれる場合 ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ○水位周知河川では、水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ○水位周知河川では、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○その他河川等では、水位観測所の水位が消防団待機水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②流域雨量指数の予想値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ④洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1199 388 1577">避難指示 (警戒レベル4)</td> <td data-bbox="388 1199 1377 1577"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="397 1205 575 1402">洪水予報河川 千曲川・犀川(国管理：両郡橋～千曲川合流地点)</td> <td data-bbox="575 1205 1377 1402"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1402 575 1577">洪水予報河川 裾花川(県管理)</td> <td data-bbox="575 1402 1377 1577"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1577 575 1856">水位周知河川 犀川（県管理：両郡橋～上流）、蛭川、浅川、鳥居川</td> <td data-bbox="575 1577 1377 1856"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1856 575 1927">その他河川法適用河川（洪水予報）</td> <td data-bbox="575 1856 1377 1927">○洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]）（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	避難情報 (警戒レベル)	判断基準	自主避難	○強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合	高齢者等避難 (警戒レベル3)	○洪水予報河川では、指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表され、かつ水位予測において引き続きの水位が見込まれる場合 ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ○水位周知河川では、水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ○水位周知河川では、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○その他河川等では、水位観測所の水位が消防団待機水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②流域雨量指数の予想値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ④洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）	避難指示 (警戒レベル4)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="397 1205 575 1402">洪水予報河川 千曲川・犀川(国管理：両郡橋～千曲川合流地点)</td> <td data-bbox="575 1205 1377 1402"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1402 575 1577">洪水予報河川 裾花川(県管理)</td> <td data-bbox="575 1402 1377 1577"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1577 575 1856">水位周知河川 犀川（県管理：両郡橋～上流）、蛭川、浅川、鳥居川</td> <td data-bbox="575 1577 1377 1856"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1856 575 1927">その他河川法適用河川（洪水予報）</td> <td data-bbox="575 1856 1377 1927">○洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]）（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</td> </tr> </table>	洪水予報河川 千曲川・犀川(国管理：両郡橋～千曲川合流地点)	○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合	洪水予報河川 裾花川(県管理)	○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合	水位周知河川 犀川（県管理：両郡橋～上流）、蛭川、浅川、鳥居川	○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合	その他河川法適用河川（洪水予報）	○洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]）（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）	<p>(略)</p> <p>〈河川氾濫に対する避難指示等の判断基準〉</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1412 302 1567 373">レベル</td> <td data-bbox="1567 302 2564 373">判断基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 373 1567 989">高齢者等避難</td> <td data-bbox="1567 373 2564 989"> ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表され、かつ水位予測において引き続きの水位が見込まれる場合 ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○水位周知河川では、水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ○水位周知河川では、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○その他河川等では、水位観測所の水位が消防団待機水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②流域雨量指数の予想値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ④軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 989 1567 1234">避難指示</td> <td data-bbox="1567 989 2564 1234"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1567 995 1754 1234">洪水予報河川 千曲川・犀川(国管理：両郡橋～千曲川合流地点)</td> <td data-bbox="1754 995 2564 1234"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1234 1754 1472">洪水予報河川 裾花川(県管理)</td> <td data-bbox="1754 1234 2564 1472"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1472 1754 1787">水位周知河川 犀川（県管理：両郡橋～上流）、蛭川、浅川、鳥居川</td> <td data-bbox="1754 1472 2564 1787"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示等の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	レベル	判断基準	高齢者等避難	○洪水予報河川では、指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表され、かつ水位予測において引き続きの水位が見込まれる場合 ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○水位周知河川では、水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ○水位周知河川では、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○その他河川等では、水位観測所の水位が消防団待機水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②流域雨量指数の予想値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ④軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合	避難指示	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1567 995 1754 1234">洪水予報河川 千曲川・犀川(国管理：両郡橋～千曲川合流地点)</td> <td data-bbox="1754 995 2564 1234"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1234 1754 1472">洪水予報河川 裾花川(県管理)</td> <td data-bbox="1754 1234 2564 1472"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1472 1754 1787">水位周知河川 犀川（県管理：両郡橋～上流）、蛭川、浅川、鳥居川</td> <td data-bbox="1754 1472 2564 1787"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示等の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> </table>	洪水予報河川 千曲川・犀川(国管理：両郡橋～千曲川合流地点)	○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合	洪水予報河川 裾花川(県管理)	○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合	水位周知河川 犀川（県管理：両郡橋～上流）、蛭川、浅川、鳥居川	○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示等の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合	<p>合 その他</p>
避難情報 (警戒レベル)	判断基準																														
自主避難	○強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合																														
高齢者等避難 (警戒レベル3)	○洪水予報河川では、指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表され、かつ水位予測において引き続きの水位が見込まれる場合 ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ○水位周知河川では、水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ○水位周知河川では、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○その他河川等では、水位観測所の水位が消防団待機水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②流域雨量指数の予想値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ④洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ○軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）																														
避難指示 (警戒レベル4)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="397 1205 575 1402">洪水予報河川 千曲川・犀川(国管理：両郡橋～千曲川合流地点)</td> <td data-bbox="575 1205 1377 1402"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1402 575 1577">洪水予報河川 裾花川(県管理)</td> <td data-bbox="575 1402 1377 1577"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1577 575 1856">水位周知河川 犀川（県管理：両郡橋～上流）、蛭川、浅川、鳥居川</td> <td data-bbox="575 1577 1377 1856"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="397 1856 575 1927">その他河川法適用河川（洪水予報）</td> <td data-bbox="575 1856 1377 1927">○洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]）（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</td> </tr> </table>	洪水予報河川 千曲川・犀川(国管理：両郡橋～千曲川合流地点)	○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合	洪水予報河川 裾花川(県管理)	○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合	水位周知河川 犀川（県管理：両郡橋～上流）、蛭川、浅川、鳥居川	○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合	その他河川法適用河川（洪水予報）	○洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]）（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）																						
洪水予報河川 千曲川・犀川(国管理：両郡橋～千曲川合流地点)	○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合																														
洪水予報河川 裾花川(県管理)	○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合																														
水位周知河川 犀川（県管理：両郡橋～上流）、蛭川、浅川、鳥居川	○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合																														
その他河川法適用河川（洪水予報）	○洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]）（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）																														
レベル	判断基準																														
高齢者等避難	○洪水予報河川では、指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が避難判断水位に到達したと発表され、かつ水位予測において引き続きの水位が見込まれる場合 ○洪水予報河川では、指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○水位周知河川では、水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ○水位周知河川では、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○その他河川等では、水位観測所の水位が消防団待機水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②流域雨量指数の予想値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ④軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合																														
避難指示	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1567 995 1754 1234">洪水予報河川 千曲川・犀川(国管理：両郡橋～千曲川合流地点)</td> <td data-bbox="1754 995 2564 1234"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1234 1754 1472">洪水予報河川 裾花川(県管理)</td> <td data-bbox="1754 1234 2564 1472"> ○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1472 1754 1787">水位周知河川 犀川（県管理：両郡橋～上流）、蛭川、浅川、鳥居川</td> <td data-bbox="1754 1472 2564 1787"> ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示等の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合 </td> </tr> </table>	洪水予報河川 千曲川・犀川(国管理：両郡橋～千曲川合流地点)	○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合	洪水予報河川 裾花川(県管理)	○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合	水位周知河川 犀川（県管理：両郡橋～上流）、蛭川、浅川、鳥居川	○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示等の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合																								
洪水予報河川 千曲川・犀川(国管理：両郡橋～千曲川合流地点)	○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合																														
洪水予報河川 裾花川(県管理)	○指定河川洪水予報により、水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合 ○指定河川洪水予報の水位予測により、水位観測所の水位が堤防天高を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合																														
水位周知河川 犀川（県管理：両郡橋～上流）、蛭川、浅川、鳥居川	○水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ○異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示等の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に向け接近・通過することが予想される場合																														

長野市地域防災計画【風水害対策編】新旧対照表

No.	新	旧	備考欄																
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 218 572 289">河川又は水位周知河川の支川</td> <td data-bbox="572 218 1394 289">○上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 289 572 499">共通</td> <td data-bbox="572 289 1394 499"> <p>○異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 499 572 600">河川法適用外の中小河川・用排水路</td> <td data-bbox="572 499 1394 600">近隣で浸水が発生し、更に拡大のおそれがあるとき。（浸水の状況が、床上に及ぶ場合は緊急安全確保を発令する。）</td> </tr> </table> <p>○洪水予報河川では、水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>○<u>国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合</u></p> <p>○水位周知河川やその他の河川等では、水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>○決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</p> <p>○<u>大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（発令対象区域を限定する）</u></p>	河川又は水位周知河川の支川	○上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合	共通	<p>○異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	河川法適用外の中小河川・用排水路	近隣で浸水が発生し、更に拡大のおそれがあるとき。（浸水の状況が、床上に及ぶ場合は緊急安全確保を発令する。）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1412 218 1760 499">その他河川法適用河川（洪水予報河川又は水位周知河川の支川）</td> <td data-bbox="1760 218 2582 499"> <p>○流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>○上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>○異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>○避難指示等の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>○異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 499 1760 600">河川法適用外の中小河川・用排水路</td> <td data-bbox="1760 499 2582 600">近隣で浸水が発生し、更に拡大のおそれがあるとき。（浸水の状況が、床上に及ぶ場合は緊急安全確保を発令する。）</td> </tr> </table> <p>○洪水予報河川では、水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>○水位周知河川やその他の河川等では、水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>○異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>○決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>○樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</p>	その他河川法適用河川（洪水予報河川又は水位周知河川の支川）	<p>○流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>○上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>○異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>○避難指示等の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>○異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	河川法適用外の中小河川・用排水路	近隣で浸水が発生し、更に拡大のおそれがあるとき。（浸水の状況が、床上に及ぶ場合は緊急安全確保を発令する。）							
河川又は水位周知河川の支川	○上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合																		
共通	<p>○異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>																		
河川法適用外の中小河川・用排水路	近隣で浸水が発生し、更に拡大のおそれがあるとき。（浸水の状況が、床上に及ぶ場合は緊急安全確保を発令する。）																		
その他河川法適用河川（洪水予報河川又は水位周知河川の支川）	<p>○流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>○上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>○異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>○避難指示等の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>○異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>																		
河川法適用外の中小河川・用排水路	近隣で浸水が発生し、更に拡大のおそれがあるとき。（浸水の状況が、床上に及ぶ場合は緊急安全確保を発令する。）																		
(削除)		<p>3 自主避難の呼びかけ</p> <p><u>土砂災害においては早期警戒・早期避難が重要であること、また、市内全ての土砂災害危険箇所の監視は困難であることあることから、住民に対し、前兆現象を捉え、住民の自主的判断により速やかに避難することをあらかじめ周知する。</u></p>																	
風-14	<p>第3 土砂災害における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令</p> <p>1 気象情報等の活用</p> <p>長野地方気象台から大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ長野県と長野地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表があった場合、（略）</p>	<p>第4 土砂災害における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令</p> <p>1 気象情報等の活用</p> <p>長野地方気象台から大雨警報が発表され、かつ長野県と長野地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表があった場合、（略）</p>	風-50 その他																
風-15	<p>2 避難指示等の発令基準</p> <p><u>〈高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の判断基準〉</u></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 1423 439 1495">避難情報（警戒レベル）</td> <td data-bbox="439 1423 1394 1495">判断基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1495 439 1608">自主避難</td> <td data-bbox="439 1495 1394 1608">○強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1608 439 1854">高齢者等避難（警戒レベル3）</td> <td data-bbox="439 1608 1394 1854"> <p>○<u>大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合</u></p> <p>○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>○強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> </td> </tr> </table>	避難情報（警戒レベル）	判断基準	自主避難	○強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合	高齢者等避難（警戒レベル3）	<p>○<u>大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合</u></p> <p>○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>○強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>2 避難指示等の発令基準</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1412 1392 1626 1463">避難情報（警戒レベル）</td> <td data-bbox="1626 1392 2582 1463">判断基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 1463 1626 1495">自主避難</td> <td data-bbox="1626 1463 2582 1495"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 1495 1626 1705">高齢者等避難（レベル3）</td> <td data-bbox="1626 1495 2582 1705"> <p>○<u>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合</u></p> <p>○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>○強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 1705 1626 1915">避難指示（レベル4）</td> <td data-bbox="1626 1705 2582 1915"> <p>○土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>○<u>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合</u></p> <p>○<u>大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</u></p> <p>○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1412 1915 1626 1946">緊急安全確保</td> <td data-bbox="1626 1915 2582 1946">○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合</td> </tr> </table>	避難情報（警戒レベル）	判断基準	自主避難		高齢者等避難（レベル3）	<p>○<u>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合</u></p> <p>○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>○強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>	避難指示（レベル4）	<p>○土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>○<u>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合</u></p> <p>○<u>大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</u></p> <p>○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>	緊急安全確保	○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合	風-50 長野市地域防災計画、長野県水防計画との整合 その他
避難情報（警戒レベル）	判断基準																		
自主避難	○強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合																		
高齢者等避難（警戒レベル3）	<p>○<u>大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合</u></p> <p>○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>○強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>																		
避難情報（警戒レベル）	判断基準																		
自主避難																			
高齢者等避難（レベル3）	<p>○<u>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合</u></p> <p>○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>○強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>																		
避難指示（レベル4）	<p>○土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>○<u>大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合</u></p> <p>○<u>大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</u></p> <p>○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>																		
緊急安全確保	○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合																		

No.	新	旧	備考欄
	<p>避難指示 (警戒レベル4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) ○土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 <p>緊急安全確保 (警戒レベル5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 ○土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 ○土砂災害の発生が確認された場合 	<p>(レベル5) ○土砂災害の発生が確認された場合</p>	
風-16	<p>第3 土砂災害における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令</p> <p>3 避難に関する情報の提供 避難指示等の発令が見込まれる場合は、本部長は住民に対し、避難に関する情報の提供を行う。</p> <div data-bbox="296 928 1365 1138" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(提供する情報の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報の発表があり、土砂災害発生の危険性が高まったこと ○避難指示等の発令の可能性があること ○避難のための準備の開始が必要であること ○住宅周辺の前兆現象への注意が必要な状況であること、及び自主的判断による避難への準備(避難先については、避難指示等を発令するまでの時間に応じて提供する。) </div> <p>以下、発令の詳細は、震災対策編 第3章 第11節 第2「<u>避難指示</u>、<u>緊急安全確保</u>」に準ずる。</p>	<p>第4 土砂災害における高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令</p> <p>4 避難に関する情報の提供 避難指示等の発令が見込まれる場合は、本部長は住民に対し、避難に関する情報の提供を行う。</p> <div data-bbox="1484 928 2552 1138" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(提供する情報の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報の発表があり、土砂災害発生の危険性が高まったこと ○避難指示等の発令の可能性があること ○避難のための準備の開始が必要であること ○住宅周辺の前兆現象への注意が必要な状況であること、及び自主的判断による避難への準備(避難先については、避難指示等を発令するまでの時間に応じて提供する。) </div> <p>以下、発令の詳細は、震災対策編 第3章 第11節 第1「<u>避難指示</u>」に準ずる。</p>	風-50 その他
風-17	<p>第6 避難所の開設・受入れ</p> <p>1 避難所の選定 避難所に使用する施設は、「指定緊急避難場所・指定避難所選定基準」により事前に指定しておく。 また、指定施設が使用できない等、必要に応じて、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</p> <p>2 避難指示等発令前の避難所受入れ 地域・市民生活部地域活動支援班・支所班は、所管区域において避難指示等の発令前に、指定避難所に住民等が避難してきたことを把握した場合は、開錠し住民等の受入れを行うとともに、避難状況を本部に連絡する。</p> <p>3 避難所の開設 本部長が避難指示等を発令した場合、若しくは避難者を受け入れる必要があると認める場合、「長野市避難所開設マニュアル【風水害編】」に基づいて避難所開設チームは避難所を開設する。 避難所開設チームは、避難所開設班を派遣し、避難所開設班は、施設管理者及び避難者の協力のもとに避難所を開設する。ただし、緊急の場合は施設管理者が避難所の開設を行い、施設に勤務する職員は避難所開設班及び施設管理者に協力する。 なお、総務部本部班は関係各部と協力して、洪水や土砂災害からの施設の安全を確認しつつ避難所を選定し、開設、運営の指示を行う。</p>	<p>第7 避難所の開設・受入れ</p> <p>震災対策編 第3章 第11節 第4「<u>避難所の開設・受入れ</u>」に準ずる。</p>	風-51 その他

No.	新	旧	備考欄												
	<p><u>また、危険が認められる場合は、速やかに他の避難所へ避難者を誘導する。</u></p> <p>4 避難所開設の報告・伝達 <u>避難所開設班は、避難所開設チームへ次の事項を報告する。</u> <u>また、避難所開設チームは、総務部本部班を通じて、開設が決定した避難所を、県、その他防災関係機関へ伝達するとともに、企画政策部広報広聴班を通じて住民等に広報する。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th colspan="3">〈避難所開設の報告事項〉</th> </tr> <tr> <td>○開設日時・場所</td> <td>○受入れ人員</td> <td>○その他必要事項</td> </tr> </table> <p>5 避難所内事務所の開設 <u>避難所開設班は、避難所内に事務所を開設し、看板等を掲げて避難所運営の責任者の所在を明らかにする。事務所には職員を常時配置し、書類や事務用品等を準備する。</u></p> <p>6 避難者の受入れ <u>避難所開設班は、施設に勤務する職員等と協力し、避難者を受け入れる。避難所に受け入れる者は、被害を受け又は受けるおそれがある者（避難指示等を受けた者）、来訪者、帰宅困難者（途中の者を含む。）とし、居住区域を割り振る。</u> <u>なお、受入れる避難者は、住民のみならず、避難の状況にあわせてその他の者も対応する。</u></p> <p>7 避難所の不足時の対応 <u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、総務部本部班の指示により、その他の施設へ被災者の一時的な受入れ措置をとる。</u> <u>特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する。</u></p>	〈避難所開設の報告事項〉			○開設日時・場所	○受入れ人員	○その他必要事項								
〈避難所開設の報告事項〉															
○開設日時・場所	○受入れ人員	○その他必要事項													
風-18	<p>第8 避難所以外の被災者等の把握及び支援 震災対策編 第3章 第11節 第7「<u>避難所以外の被災者等の把握及び支援</u>」に準ずる。</p>	<p>第9 被災者等の把握と的確な情報伝達 震災対策編 第3章 第11節 第6「<u>被災者等の把握と的確な情報伝達</u>」に準ずる。</p>	風-52 その他												
風-19	<p>第16節 生活必需品等の調達供給活動 震災対策編 第3章 第15節「<u>生活必需品等の調達供給活動</u>」に準ずる。</p>	<p>第16節 生活必需品の調達供給活動 震災対策編 第3章 第15節「<u>生活必需品の調達供給活動</u>」に準ずる。</p>	風-54 その他												
風-20	<p>第30節 建築物災害応急活動</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 建築物の応急復旧</td> <td>総務部管財班・公共施設マネジメント推進班、建設部建築班・建築指導班、施設を所管する班</td> </tr> <tr> <td>第2 文化財の保護</td> <td>教育部文化財班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 建築物の応急復旧	総務部管財班・公共施設マネジメント推進班、建設部建築班・建築指導班、施設を所管する班	第2 文化財の保護	教育部文化財班	<p>第30節 建築物災害応急活動</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 建築物の応急復旧</td> <td>財政部管財班、建設部建築班・建築指導班、施設を所管する班</td> </tr> <tr> <td>第2 文化財の保護</td> <td>教育部文化財班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 建築物の応急復旧	財政部管財班、建設部建築班・建築指導班、施設を所管する班	第2 文化財の保護	教育部文化財班	風-57 その他
項目	担当														
第1 建築物の応急復旧	総務部管財班・公共施設マネジメント推進班、建設部建築班・建築指導班、施設を所管する班														
第2 文化財の保護	教育部文化財班														
項目	担当														
第1 建築物の応急復旧	財政部管財班、建設部建築班・建築指導班、施設を所管する班														
第2 文化財の保護	教育部文化財班														
風-21	<p>第1 建築物の応急復旧 1 市が実施する対策 (1) 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市立学校等について、施設を所管する班は速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。</p>	<p>第1 建築物の応急復旧 1 市が実施する対策 (1) 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市立学校等について、施設を所管する班は速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。</p>	風-57 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合												

長野市地域防災計画【風水害対策編】新旧対照表

令和5年2月
風水害対策編

No.	新	旧	備考欄																				
	(2) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、建設部建築指導班は必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。 また、災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。 <u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u>	(2) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、建設部建築指導班は必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。 また、災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。																					
風-22	<p>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 構造物に係る二次災害防止対策</td> <td>建設部建築指導班・道路班・維持班</td> </tr> <tr> <td>第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</td> <td>消防部消防署班、<u>環境部環境保全温暖化対策班</u></td> </tr> <tr> <td>第3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止</td> <td>農林部<u>農地整備班</u>、建設部河川班、消防局警防班</td> </tr> <tr> <td>第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</td> <td>農林部<u>農地整備班</u>・森林<u>いのしか対策班</u>、建設部各班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 構造物に係る二次災害防止対策	建設部建築指導班・道路班・維持班	第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策	消防部消防署班、 <u>環境部環境保全温暖化対策班</u>	第3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止	農林部 <u>農地整備班</u> 、建設部河川班、消防局警防班	第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策	農林部 <u>農地整備班</u> ・森林 <u>いのしか対策班</u> 、建設部各班	<p>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 構造物に係る二次災害防止対策</td> <td>建設部建築指導班・道路班・維持班</td> </tr> <tr> <td>第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</td> <td>消防部消防署班、環境<u>政策班</u></td> </tr> <tr> <td>第3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止</td> <td>農林部<u>農業土木班</u>、建設部河川班、消防局警防班</td> </tr> <tr> <td>第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</td> <td>農林部<u>農業土木班</u>・森林<u>整備班</u>、建設部各班</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	第1 構造物に係る二次災害防止対策	建設部建築指導班・道路班・維持班	第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策	消防部消防署班、環境 <u>政策班</u>	第3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止	農林部 <u>農業土木班</u> 、建設部河川班、消防局警防班	第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策	農林部 <u>農業土木班</u> ・森林 <u>整備班</u> 、建設部各班	風-59 その他
項目	担当																						
第1 構造物に係る二次災害防止対策	建設部建築指導班・道路班・維持班																						
第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策	消防部消防署班、 <u>環境部環境保全温暖化対策班</u>																						
第3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止	農林部 <u>農地整備班</u> 、建設部河川班、消防局警防班																						
第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策	農林部 <u>農地整備班</u> ・森林 <u>いのしか対策班</u> 、建設部各班																						
項目	担当																						
第1 構造物に係る二次災害防止対策	建設部建築指導班・道路班・維持班																						
第2 危険物施設等に係る二次災害防止対策	消防部消防署班、環境 <u>政策班</u>																						
第3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止	農林部 <u>農業土木班</u> 、建設部河川班、消防局警防班																						
第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策	農林部 <u>農業土木班</u> ・森林 <u>整備班</u> 、建設部各班																						
風-23	<p>第1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>道路管理者は、市内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、<u>各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。</u> <u>災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。</u></p>	<p>第1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p><u>各</u>道路管理者は、市内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、<u>各</u>関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。</p>	風-59 長野県地域防災計画、 長野県水防計画との整合																				
風-24	<p>第3 河川施設の二次災害防止対策</p> <p>(1) 本部長は、被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。 (2) 農林部<u>農地整備班</u>及び建設部河川班は、河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。 (3) 農林部<u>農地整備班</u>及び建設部河川班は、風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させるものとする。</p>	<p>第3 河川施設の二次災害防止対策</p> <p>(1) 本部長は、被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。 (2) 農林部<u>農業土木班</u>及び建設部河川班は、河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。 (3) 農林部<u>農業土木班</u>及び建設部河川班は、風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させるものとする。</p>	風-59 その他																				
風-25	<p>第40節 義援金の受入れ体制</p> <p>震災対策編 第3章 第38節「義援金の受入れ体制」に準ずる。</p>	<p>第40節 <u>義援物資及び</u>義援金の受入れ体制</p> <p>震災対策編 第3章 第38節「<u>義援物資及び</u>義援金の受入れ体制」に準ずる。</p>	風-60 その他																				